

自然と親しみ、交流と活力をうむ  
新しい里山文化の創造

# 県立茅ヶ崎里山公園

## 平成 25 年度事業計画書



公益財団法人 神奈川県公園協会

# 平成 25 年度 事 業 計 画 書 (目次)

## 1 基本方針・経営計画

計画書 1 「施設の設置目的を踏まえた総合的な管理運営方針」

計画書 2 「本公園の管理に対する抱負、及び具体的な取組み」

計画書 3 「本公園における特性と課題を踏まえた維持管理」

<付属書類>

年間維持管理計画表

## 2 実施体制等

計画書 4 「執行体制の内容」

計画書 5 「緊急時の体制」

計画書 6 「人材の育成計画」

計画書 7 「諸規程の整備」

計画書 8 「公園の安全管理」

計画書 9 「利用者への対応」

計画書 10 「利用促進方策」

計画書 11 「自主事業の運営」

計画書 12 「地域や関係機関との連携」

<付属書類>

委託業務一覧表

なお、事業計画書の数量、時期、内容等は変動の要素がある。

## 計画書1 「施設の設置目的を踏まえた総合的な管理運営方針」

茅ヶ崎里山公園は、現在の茅ヶ崎市周辺では希少になった、谷戸地形上に樹林地、田畠、湿地などの多様な環境からなる「里山」の自然が残る広域公園です。本公園の整備は、「自然と未来の織りなす豊かな未来環境を作る」ことを目指す『湘南みらいの里』をテーマとして、「茅ヶ崎里山公園協議会」などを通じ、県民参加によって進められています。

私たち公益財団法人神奈川県公園協会は、平成18年度から指定管理者として、里山環境の保全と利用のバランスを目指し、多様な主体と連携を取りながら、県民参加による管理運営に取り組んできました。

「自然環境保全方針」「維持管理方針」「運営方針」を踏まえ、県民の視点に立った上で、私たちは、これまで培ってきたノウハウを最大限に発揮して、県民とともに現代の里山を創造します。

## (1) 当該公園の設置目的を踏まえた管理運営について

私たちが掲げる総合的な管理運営方針は、

自然と親しみ、交流と活力を生む

## 新しい里山文化の創造

管理運営のテーマは次の3本です

〈里山環境づくり〉

〈いっしょにつくる〉

〈豊かなパークリライフの実現〉

自然とのやりとりによる  
共生の創造

地域や人とつながる  
交流の場づくり

あらゆる人と笑顔の  
レクリエーション

茅ヶ崎里山公園の管理運営における主な取り組みは次のとおりです。

## ア 〈里山環境づくり〉 自然とのやりとりによる共生の創造

自然に触れ活動することを通じて、  
多様な生き物と共に存する環境をつくります

- 生態系を踏まえた管理を行い、人と生き物の多様な環境を創ります
- 体験活動を通じて豊かな自然とふれあう喜びを体感します
- バイオマスの活用を計画的に行い、啓発します



茅ヶ崎里山公園俱楽部の活動

## 【平成25年度実施内容】

- ・ 外来植物の抜き取りや、昆虫の生息環境保全に配慮した草刈などを適期に行います。  
(P8~13 参照)

- ・ 茅ヶ崎里山公園俱楽部の活動を事務局として推進します。

(P38 参照)

- ・ 間伐材等はチップボイラー燃料等へ、また、刈り草や剪定枝等は堆肥へ活用し、その状況を展示等で紹介し啓発します。

(P10~11 参照)

## イ 〈いっしょにつくる〉地域や人とつながる交流の場づくり

これまでの参加型の経緯を踏まえて、  
みんなの財産となる公園をつくります

- 活用する人、汗をかく人の思いを受けとめて取り組む仕組みを創ります
- 県民の力、専門家の知恵を交換する機会をコーディネートします
- 学校教育、地域づくりと連携し、郷土愛を醸成します



パークセンターでの  
芹沢腰掛神社祭囃子演奏

## 【平成 25 年度実施内容】

- ・ 「持ち込みイベント」の募集・実施の仕組みにより、県民提案によるイベントを積極的に開催します。(P47 参照)
- ・ 「茅ヶ崎里山公園地域連絡協議会」などの地域団体と連携し、季節のイベント等を開催します。(P37 参照)
- ・ 園内の里山環境等を活用し、地元小中学校の総合学習等へ協力します。  
 より多くの県民の皆様と自然を保全する活動を展開していきます。(P7 参照)  
 (県民参加型の生物モニタリング活動、自然セルフガイドシステムの活用)
- ・ 「茅ヶ崎里山公園運営会議」の運営。(P50 参照)
- ・ 平成 24 年度に開園の畠の村エリア周辺を PR するため、イベントの実施や誘致、拠点施設での展示、花で修景する畠管理等を行う。また、地域の方々と協働した運営管理に向け、関係者と意見交換を行い食堂誘致や畠作り等の具体化に向け調整を図っていきます。(P42~46 参照)

## ウ 〈豊かなパークリアフの実現〉あらゆる人と笑顔のレクリエーション

安全安心・快適な施設管理によって、  
たくさん幸せをつくります

- 爽快な芝生、美しい花畠、陽光を浴びた植物とのすてきな出会いの場を提供します
- わくわく、どきどきの遊び心を受け止める楽しみの場を提供します
- 作りたい、交歓したいという活力を展開する施設運営を行います



風の広場と里山風景

## 【平成 25 年度実施内容】

- ・ 安全・安心・快適な、施設の管理運営や植物管理を行います(計画書 3・8・10 参照)
- ・ パークセンターの利用者サービスを向上するため、立ち寄りたくなる雰囲気づくりを行います。(P40 参照)
- ・ 平成 25 年度新規拡大する樹林地を枯損木処理や竹林の手入れを行い、既存樹林地とのつながりを意識した管理を行います。

## (2) 利用者の平等な利用の確保について

## ア 平等利用確保の考え方

法や条例、規則等を守り、市民利用を拒みません

県立都市公園は、都市公園法に基づく「公の施設」であるため、指定管理者は県の代行者として、常に平等かつ公平・公正な取り扱いによる快適な施設運営を行う責務があります。

そこで私たちは、当公園の管理運営にあたっては、地方自治法第244条 第2項、第3項の主旨に則り、正当な理由のない限り、市民利用を拒まないこと及び特定の個人、団体を優先することの無いようにすることを徹底し、子どもから成人・高齢者・障害者等がそれぞれの目的で、公園利用を楽しむことのできる管理運営を行います。

また、当公園では、バリアフリーの対応や職員の人権・接遇教育など、平等利用のあり方について常に検討し、職員教育を行います。

## イ 平等利用に向けた取り組み

公平・公正で平等な利用を促進します

公園には、子供から高齢者、障害者等多くの利用者や地域団体やボランティア団体等、活動する方々など、多様な人たちが利用されます。

このため私たちは、園内利用、窓口業務、施設の利用承認、有料施設の受付、施設・設備の貸出等、また、苦情や意見、要望等への対応など、あらゆる場面において、常に公平・公正で平等に対応できるよう職員教育を行い、相手の尊厳を最大限尊重し親切丁寧な対応を行います。

## 【平等利用の流れ】



## (3) 利用者や地域住民等に配慮した管理運営について

管理運営実績を積んできた私たち公益法人であればこそ、「公の施設としてのるべき姿」に照らしながら利用者や地域住民等に配慮した管理運営に取り組むことができます。

## ア 県民や地域住民等の意見を反映した公園づくりに取り組みます

- ・ 御意見箱の設置やインターネットのWEB投稿、利用者アンケート等を活用して市民ニーズや地域住民の意向、要望、提案などを掌握して、管理運営のあり方を見出して業務改善に反映させていきます。
- ・ 平成24年度に立ち上げた「茅ヶ崎里山公園運営会議」を継続して運営し、県民参加による公園づくりを推進していきます。

## イ 地域に的確な情報を発信し、誰からも信頼され愛される公園として管理運営を行います

- ・ 公園利用者に信頼され、地域の誇りとなるよう、施設の維持管理を的確に行い、利用者が安全で快適に利用できる環境を整えます。
- ・ パークセンターーや谷の家の展示により、公園の自然情報やイベント情報をタイムリーに発信します。
- ・ 今後も自然環境の魅力やレクリエーションの場としての楽しみ方など、広報宣伝を積極的に行い、一層の利用促進を図ります。

## ウ 地域と連携し、確実な防災管理を行います

- 日頃から、地震等の災害を想定し、地元茅ヶ崎市や所轄消防署等と協議や訓練を重ね、発災時には、迅速な利用者の安全確保と適切な避難誘導ができるよう準備を整え、市民の信頼を高めます。
- 災害の発生後には、地域住民ならびに利用者が不快を感じることなく、安全で快適に利用できるように速やかに復旧措置を講じて、安全確認の後に早期の利用再開に努めます。

## (4) 環境に配慮した管理運営について

環境保全型行政に率先して取り組む県の環境方針を踏まえ、



本公園では環境への配慮と工夫に継続して取り組みます。

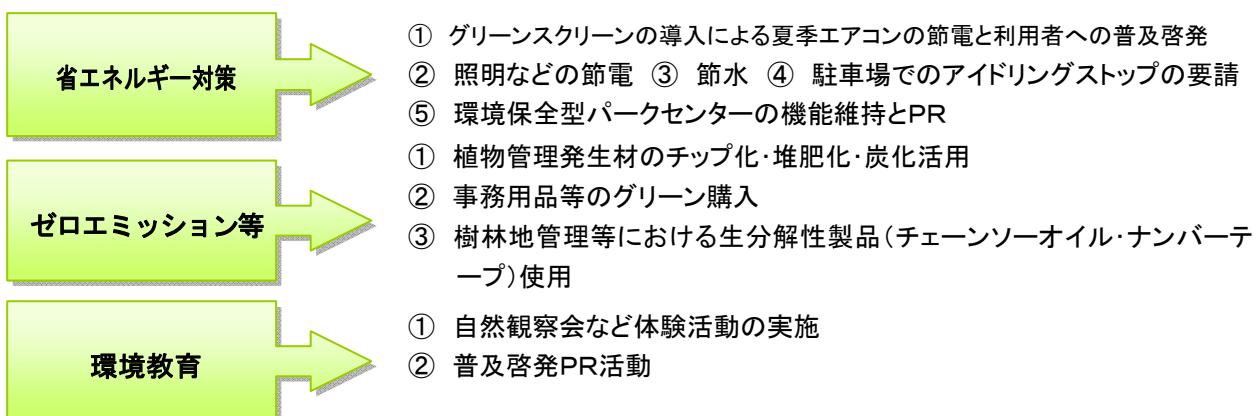
## ア 利用者への環境配慮の伝達と管理運営に係る環境保全の必要性

本公園は、湘南地域の里山として残された貴重な自然の宝庫であり、市民がみどりに親しむきっかけを提供しています。

公園利用者には、茅ヶ崎里山公園のみどりが清浄な空気を生み、都市気象の緩和や生物の生息環境の提供など、私たちの豊かな生活環境に大きく貢献していることを伝えます。

そして身近な茅ヶ崎里山公園の生態系の保全を通して「管理運営のあらゆる活動で環境への配慮を行う必要性」を訴えていきます。

## イ 具体的な環境保全の取組み



など、環境負荷の低減に努めており、環境教育に寄与する活動にも取り組んでいます。今後も、環境配慮の視点で定期的に管理運営を見直し、必要な改善を図りながら環境にやさしい取り組みの努力を継続していきます。

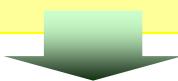
## 計画書2 「本公園の管理に対する抱負、および具体的な取り組み」

## (1) ノウハウを活かす取組み

私たちは、本公園の県民協働活動のサポートや、これまでの公益的な取組みを通して築いたノウハウとそれらを活かす取組みは以下の通りです。

## 私たちの築いてきたノウハウ

- ① 「公(おおやけ)の心」を育み誰からも愛される公園づくり
- ② かながわへの郷土愛を醸成し新しい喜びを展開する公園づくり
- ③ 人と地域とともに育つ公園づくり
- ④ 自然と共生し多様な生物が育む循環型の公園づくり



## 本公園の管理運営で活かす提案

- 誰もが安全・安心に、そして公平・平等に利用することのできる公園をつくります
- 公園づくりに「誰よりも地域そして神奈川を愛する心」を注ぎます
- 公園で活動する様々な市民団体との意見交換、連携の場である「茅ヶ崎里山公園運営会議」（平成24年度に立ち上げ）でのコーディネートを行い、公園での円滑な利活用を実現します。
- 里山から遊具のある広場までを備えて子どもから高齢者まで利用される多様な表情を大切にします。
- 高い社会的な信頼性という宝物をもって地域と協働して元気の出る公園づくりを行います。
- 本公園の自然体感の環境プログラムづくりのほか広域公園としての多機能性を実現します。
- 里山公園としての特徴と可能性を読み解き、付加価値の高い公益サービスを提供します。

## (2) 具体的な取組み (平成25年度実施内容)

公益財団法人としての使命を担う私たちは、「自然と親しみ交流と活力をうむ里山文化の創造」を目指して管理運営を行い、県民の健康で豊かな生活の推進に貢献いたします。

本公園の管理運営にあたっては、指定管理者としてこれまでの取組みとノウハウを活かしますが、その中から、下記の提案を例示します。

●里山／●参加型／●公共の福祉

**ア 里山保全を県民参加で推進する●●〈継続・ノウハウ発揮〉** 参加型里山づくり

私たちは、本公園の里山環境の保全活動等のために立ち上げられたボランティア組織「茅ヶ崎里山公園俱楽部」の事務局を、平成17年の立ち上げ当初から務めてきました。

これまでに築いてきた相互の信頼関係や、常に改善し続けてきた連携体制のもと、今後も同俱楽部の円滑な運営を行います。

**イ 「素敵な緑陰の提供」と「バイオマスの活用」●●〈継続・ノウハウ発揮〉** 樹林地管理・活用、普及啓発

樹林地管理は、今後も、私たちによる「樹林地管理5カ年計画」や、その上位計画として県が策定した「茅ヶ崎里山公園里山保全管理計画」をもとに、より範囲を広げて行います。あわせて、樹林地管理により発生するバイオマスは計画的にチップボイラーの燃料として有効活用し、地球温暖化対策とともに普及啓発を行います。

**ウ 「竹林管理」から「竹馬遊び」への展開●〈継続〉** 竹林管理と里山文化の普及

竹林管理を継続するとともに、谷の家を中心に、竹林管理の発生材を用いて竹馬や竹ぼっくりなどを来園者へ提供し、自然素材で遊ぶ楽しさをきっかけに、里山文化を広げます。

**工 「環境学習活動サポート体制」の充実● 〈継続・発展〉**

環境についての普及啓発

本公園において、ますます要望が増えている総合学習等に対応するため、職員がその対応を行うとともに、より効率的な対応を行うための「園内のセルフガイドマップ」等も活用し、環境学習を希望する来園者がいつ来ても満足いただけるサポート体制を整えます。

**才 「県民提案イベント」の積極的な開催●● 〈継続〉**

参加型で交流と活力を創造

今後も、平成 20 年度に制定した「茅ヶ崎里山公園持ち込みイベント実施要領」に基づき、パークセンター、谷の家、里の家などで、県民提案のイベントの開催を積極的に支援していきます。



ア「茅ヶ崎里山公園倶楽部」の活動 ウ パークセンター前での「竹馬遊び」 オ 県民提案イベントの開催イメージ

**カ 畑の村、丘の村の対応 ●●● 〈新規〉**

平成 24 年度 4 月に既設公園区域より拡大したエリアの維持管理、運営管理を行います。

● 丘の村内の桜の小路、子供の森（既存開園区域）、夕映えの丘（新規開園）においては、パークセンターでの展示、公園ホームページでの紹介等を行い、施設の PR を行います。また計画的な植物管理、施設管理等を行い快適な利用空間の確保を行います。

● 畑の村エリア（北部エリア）については、「農と食により地域活性化を図るゾーン」というコンセプトで整備された場所であり、それに向けた取り組みを進めていきます。本エリアは開園まもないため、平成 25 年度は引き続きこのエリアを広く県民のみなさまに周知する期間として位置付け、行事等各種活動を展開していきます。また、各種行事等を行いつつ、地域の方々や関係者と本エリア管理運営に関する意見交換を行っていきます。

これらをもって、私たちは、●自然とのやりとりによる共生の創造

●地域や人とつながる参加型公園づくり

●あらゆる人と笑顔のレクリエーション に取り組み

自然と親しみ、交流と活力を生む 新しい里山文化を創造します

## 計画書3 「本公園における特性と課題を踏まえた維持管理の考え方」

本公園は、茅ヶ崎市周辺では希少になった谷戸地形上の里山環境が残る一方、様々なレクリエーションが楽しめるオープンスペースや遊具等も備えます。

里山環境は、自然の豊かさを象徴する猛禽類をはじめ、多様な生物が生息するとともに、田んぼ・畠・雑木林でのボランティア活動も盛んです。この里山環境の保全活用をはじめ、本公園の整備は、「茅ヶ崎里山公園協議会」などをとおし、県民参加によってすすめられています。

こうした特性を踏まえて正確に課題を捉え、的確な維持管理を行います。

## (1) 当該公園の特性と課題

## ア 本公園の特性と課題

## (ア) ゾーン別

本公園の立地条件や整備内容などをふまえ、ゾーンごとの特性と課題を以下に示します。

## ■茅ヶ崎里山公園の施設配置とゾーン特性



## ■ゾーンごとの現況特性と課題

ゾーン	特性	課題
谷の村	開園を記念して植林された平成の森が成長して過密化しています	①平成の森の適正管理
	草地は、昆虫類などの観察ができますが、セイタカアワダチソウ、アレチウリ等の侵略的外来生物も生育しています	②外来種対策
	ヨシ・オギの生える湿地には、昆虫類・鳥類・カエル類などの多様な生物が生息しますが、ウシガエル等の外来生物も混在しています	
森の村	樹林地は、過密化し、林床も暗い林分が多くなっています	③樹林地の適正管理
	竹林が拡大して、他の植生に進入しています	④竹林の適正管理
里山保全エリア	絶滅危惧種の猛禽類や野草が生息・生育しています	⑤絶滅危惧種の保全方法の確立
里山保全エリア外	「子どもの村」と隣接し、緑陰としての利用要望があります	⑥樹林地の活用型保全
	県民参加で里山林の再生を実証して発生材をチップボイラの燃料等に活用していく「公園モデル林」があります	⑦樹林地管理と発生材の活用と普及啓発
山頂の村	メインエントランスや、公園の管理運営と利用者サービスの拠点となるパークセンターなどがあり、多くの人が行き交います	⑧利用者サービスの維持向上や公園の顔としての魅力の向上
子供の村	大型遊具、ジャブジャブ池は子ども達に大変人気が高く、多くの人が賑います	⑨安全快適な施設利用の提供
丘の村	疎林広場等、ゆったりとした散策利用、自然観察等の利用があります。	〃
畠の村	活動の拠点施設を中心に、畠、デイキャンプ場（予定）等、農と食を楽しめる場となる。	⑩利用者サービスの維持向上や公園の顔としての魅力の向上

また、個別の課題に対する対応の考え方は以下のとおりです。

## ■課題ごとの対応の考え方

課題	課題への対応の考え方	総合的な維持管理方針 <sup>*</sup> との対応		
		a	b	c
①平成の森の管理	県民参加で間伐や下刈りを実施します	●		
②外来種対策	種の生態に応じた外来種の除去を「順応的管理」により実施します	●		
③樹林地の適正管理	林分特性に応じた樹林地管理を実施します	●		
④竹林の適正管理	林分特性に応じた竹林管理を実施します	●		
⑤絶滅危惧種の保全方法の確立	多様な主体と連携して、ゾーニング・保全ルールを確立します	●		
⑥樹林地の活用型保全	私たちが策定した「樹林地管理5ヵ年計画」と、県民参加による検討をもとに、「順応的管理」を推進します	●		
⑦樹林地管理と発生材の活用・普及啓発	樹林地管理と発生材の循環利用と普及啓発に積極的に取り組みます	●		
⑧生態系の保全・活用	多様な主体と連携して、「順応的管理」の実施体制を構築します		●	
⑨来園者の快適利用とサービスの維持向上	パークセンターなどの清掃を徹底とともに、利用者サービスの向上を図ります		●	●
⑩安全快適な施設利用の確保	大型遊具等の安全管理やジャブジャブ池などの清掃等を適正に実施します また、適切な園地管理による快適な利用の提供			●

\*p10 参照

**(イ) 全体**

本公園全体としては、里山的環境（谷の村・森の村・畑の村）と都市的環境（山頂の村・子供の村）をあわせ持つことと、公園づくりが県民参加により進められている点が特徴的です。

里山的環境には、樹林地、田畠、湿地等の多様な環境が分布し、里山保全活動体験、自然観察、野鳥の写真撮影等、自然に親しむ様々な活動が行われています。県民参加による里山づくりのための「取組み体制づくり」「目標イメージの緩やかな共有化」が課題であり、特に指定管理者にとつては「そのコーディネート機能の発揮」が課題です。

都市的環境には、多くの親子連れなどが集まる大型遊具、芝生広場、環境共生型パークセンター等があり「信頼される施設管理と満足度の向上」が課題です。

そして、「里山的環境と都市的環境の相乗効果の発揮」が課題です。

**イ 特性と課題をふまえた維持管理の考え方**

これらをふまえ、以下の3点を

**本公園の特性と課題をふまえた、「総合的な維持管理方針」として**

維持管理に取り組みます。

- a 里山生態系の保全・活用に対応した維持管理を行います（谷の村・森の村）
- b 県民参加による里山づくりのコーディネートの体制を構築します
- c 信頼される維持管理と満足度の向上を図ります

なお、維持管理に当たっては、特性と課題をふまえ、適時、モニタリングを実施し、より効率的効果的な管理運営を行うため、経費縮減を図り、適切かつ確実な維持管理を継続して行います。

**経費縮減・効率化の取組み**

- 委託対象の管理業務の集約発注による経費節減
- 公募型提案方式による業者選定
- 直営化による経費節減
- 本部によるリース機器や物品の一括リースや購入

**(2) 公園の特性と課題を踏まえた現在の管理水準以上の具体的な計画**

以上をふまえ、私たちは、維持管理において、維持管理基準を超えて取り組む「管理重点項目」を下記のとおり計画します。

**ア 里山生態系の保全・活用に対応した維持管理****(ア) 樹林地管理から発生材の循環利用の取組み**

私たちは、「地球温暖化防止や生物多様性の持続のため、樹林地管理を確実に行うとともに、発生材をチップボイラーの燃料利用として計画的かつ優先的に活用し、普及啓発します

**〈樹林地調査・管理計画〉**

県が策定した「茅ヶ崎里山公園里山保全管理計画」を踏まえ、県民参加によって、当年度の実施計画づくりや調査を行いします。

〈管理の実施〉

県民参加による検討を加えながら、「順応的管理」を行います。

〈発生材の利用と普及啓発〉

今後も、樹林地管理の発生材は、チップボイラーの燃料とするチップのほか、「里山クラフト教室」の素材など、園内で積極的に活用します。

※平日など人が少ない際には、ペレットストーブによる部分暖房を実施します。



「樹林地管理」と「発生材の燃料利用」の計画

今年度(H19年度)の実施内容

昨年の管理で発生した木材のチップをチップボイラー暖房の燃料として利用

ニセアカシア林

《生物多様性を保める外来種を除伐し、林相転換する管理を実施》

樹林地管理を実施し、来年度以降に燃料とするチップを生産

針葉樹・常落広葉樹混交林（林の面積：約3,000m<sup>2</sup>）

《明るい里山景観をつくるため、スギやアカガシなどの伐採・萌芽更新を実施》



今後も、樹林地管理とチップの利用を計画的に進めていきます。

間伐を3200m<sup>2</sup>/年実施すると、約19m<sup>3</sup>の材が発生し、チップの生産量は、約30m<sup>3</sup>。※1

1日0.8m<sup>3</sup>のチップを使用するので、37日間、チップボイラーを使用できる（12月～3月の土日祝日は約37日）。

37日間、石油に替えてチップボイラー暖房を使用することで、約4.6t/年のCO<sub>2</sub>排出を削減できる。※3

※1 林内の木材蓄積量300m<sup>3</sup>/ha、間伐率20%、チップとしての利用率80%、チップ化によるロード増2.6倍と設定。

※2 目的地への搬送時間3時間、ボイラー稼働率75%を想定。

※3 石油ボイラーを運用して同等のエネルギーを得たときに約1.65Lの石油(A重油)のCO<sub>2</sub>排出指標2.77kg/Lをかけて算出。

樹林地管理と発生材の循環利用について、パークセンターで普及啓発を展示

(イ) 草地管理

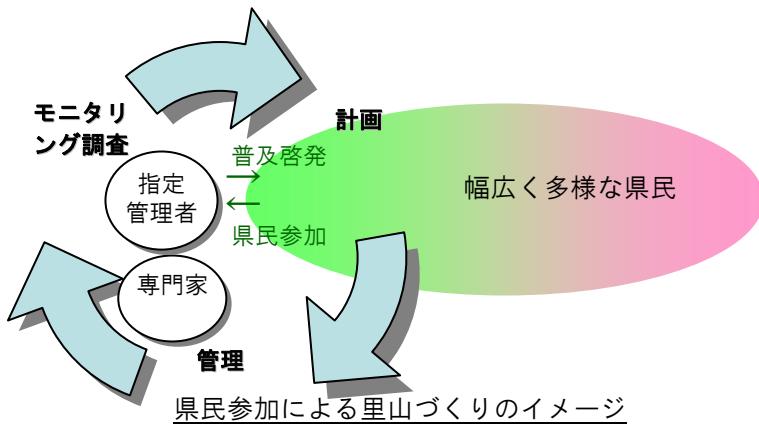
私たちは、これまで、園内で生物調査をしてきた市民団体や個人と意見交換し、園内の草刈などについて、生き物の生息環境に配慮した手法（時期・刈高・部分刈りなど）を実践してきました。

今後も、このような管理を継続していきます。

## イ 県民参加による里山づくりのコーディネート

私たちは、本公園の県民参加による里山づくりは、「『里山』が多様な生き物が暮らす豊かな環境であるように、幅広く多様な県民が、心豊かな暮らしの一部として参加できること」が重要と考えます。

私たちは、このような目標のもと、「茅ヶ崎里山公園運営会議」等により、県や県民と調整を図りながら、「県民参加による里山づくり」に取り組みます。



## ウ 信頼される維持管理と満足度の向上

私たちは、信頼される維持管理と満足度の向上のため、以下の項目について、維持管理基準以上の取組みを行います。

- ア) パークセンター床清掃：回数を1回／2日から1回／1日へ増やします
- イ) 中の谷池定期清掃：回数を増やすとともに効率化します
- ウ) 花畠管理：維持管理基準にない私たちの提案項目です（別表1）

別表1 花畠管理計画

凡例	種まき	* 菜の花の花期	* ソバの花期	* ヒマワリの花期	* コスモスの花期							
場所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 波の花壇背面	*** *						..一期			*** **		
		..(花まで60日)		*** ***							..二期	
						..(花まで70日) ***		刈取				
② 里の丘花畠	***						..				*** ***	
						..(花まで70日) ***						
③中ノ谷池 西側	*** *						..					
④茶畠付近	***				..(花まで70日)		** * ..				*** ***	



春 菜の花 4-5月 中ノ谷池



夏 ソバの花 6月 里の丘



秋 コスモス 9-10月 里の丘

(※H24年度開園の「畠の村エリア」については、別頁参照。)







## 運営管理

管理項目	管理内容	管理内容詳細	管理リニア	規模・単位	実施回数	備考
環境情報等の蓄積・共有	市民参加型の豊かな「里山」等を通じて順応的管理に必要な情報の蓄積、共有の仕組みを作る。	園内	1 式	適宜		
里山保全の基本方針、管理目標検討作業への協働	県が主催する里山保全の方向性、管理目標の検討作業に指定管理者として参考図、県と協働して検索する。	里山保全ゾーン (柳谷湿地部+樹林地)	1 式	適宜		
茅ヶ崎里山公園運営会議の運営	指定管理者のコーディネートのもと、本公園の管理運営について、地元住民や専門家等の方との意見交換を行い、よいよい業務推進に役立てていく。	園内	1 式	適宜		
里山保全	多様な主体との連携(総合学習など地域等)による里山保全のコーディネート、実践	園内	1 式	適宜		
運営管理	里山保全の実践	年間活動計画調整、会員への情報提供(通信)、収穫物管理				
	茅ヶ崎里山公園俱楽部事務局業務	年間活動の実施(準備等) 俱楽部活動支援(マネージメント、用具、資材等)	園内(水田、雑木林、烟等)	1 式	適宜	茅ヶ崎里山公園具楽部をより多くの市民を巻きき込みながら里山における様々な楽しみを実践することによって里山保全と利用者による利用者のための公園を開拓する
	普及啓発	多様な主体との連携による里山保全に関するモーティブ、人材育成、実践等を通じて普及啓発を行う	園内外	1 式	適宜	
	人材育成	公園利用と里山保全の知見を持ち実践する人材の発掘と育成を行う	園内外	1 式	適宜	茅ヶ崎里山公園で活動する市民リーダーを育成する講座を継続的に開催する
利用促進	情報発信、PR活動	HPの定期的更新	園内外	1 式	1回/月	活動報告、季節便りなど
	パークセンター多目的ホール等の運営管理	里山保全を含めた公園の利用促進につながる活動プログラム展開や展示	パークセンター 多目的ホール、会議室等	1 式	適宜	市民との協働による展示(地域や自然)や活動プログラム(公園利用や里山文化など)提供など
	谷の村拠点の利用促進	里山保全を含めた公園の利用促進につながる活動プログラム展開や展示	谷の村休息棟	1 式	適宜	市民との協働による展示(地域や自然)や活動プログラム(公園利用や里山文化など)提供など
	園内活動団体(市民グループ)や地域による利用促進の支援	行事予定の広報、緊急時の連絡等	園内	1 式	1~2回/月	
畠の村拠点施設の利用促進	食と農関連のイベント実施、同関連展示の実施、広報活動、地域連携のための調整業務等	畠の村拠点施設	1 式	通年		

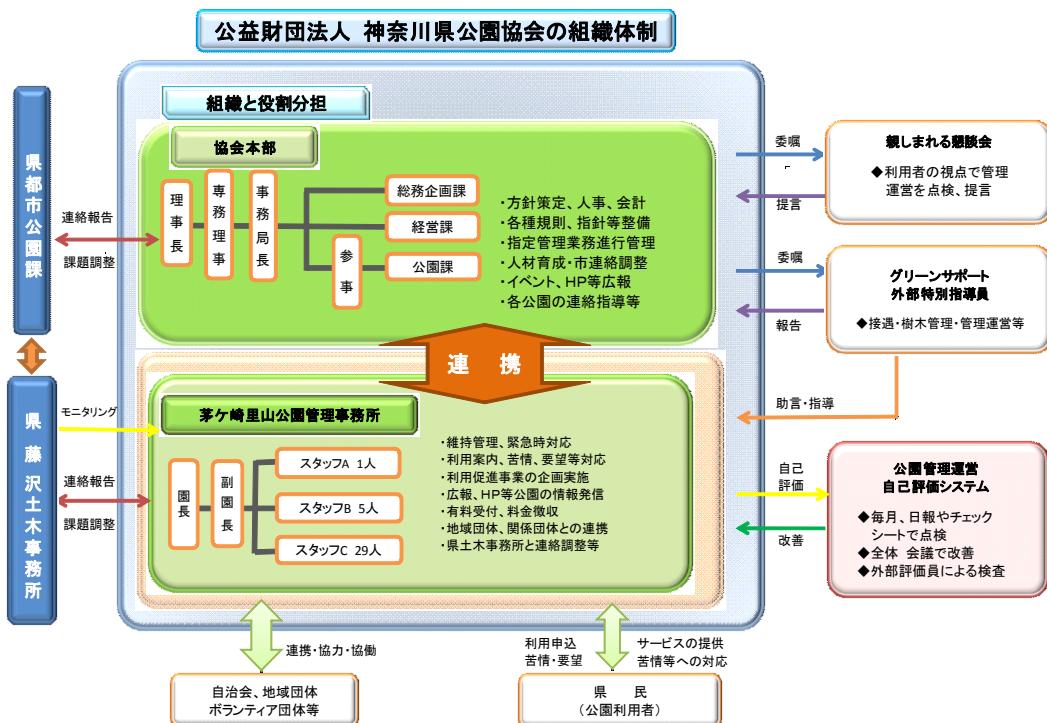
## 計画書4 「執行体制の内容」

## (1) 本部と現地の役割分担（業務、人員配置等）

本部に統括管理部門を、また、現地に茅ヶ崎里山公園管理事務所を置き、PDCAサイクルによる業務改善とコスト縮減に努め効率的効果的な管理運営を遂行します。

ボランティア団体や教育機関などこれまで築いてきた信頼関係を大切にし、地域と一体となった管理運営を行います。

有識者や専門家等で構成する「親しまれる公園づくり懇談会」において、外部の視点での評価や助言を頂き、公園運営の質の向上に努めます。また、樹木医や接遇専門家など外部の特別指導員（グリーンサポート）により現地スタッフの技術向上、接客指導、管理状況に対する助言等のサポートを行います。



## ■県との連絡調整体制

- ・日報月報の業務報告、日々の業務に係る連絡報告等は公園事務所を窓口とした体制とします。
- ・事故、事件など緊急的な事案が発生した場合の緊急連絡報告の体制は「計画書6 緊急時の対応」に記載します。
- ・県藤沢土木事務所が実施するモニタリングの結果、改善事項がある場合は、園長以下全員で管理運営の見直しや工夫を検討し、本部とも調整して公園の質の向上を図る体制とします。
- ・その他、許認可に係る事項など調整事項や課題が生じた場合、公園事務所を窓口として県藤沢土木事務所及び協会本部と調整し、課題解決にあたります。



(3) 業務の一部を委託する場合、具体的な委託業務の内容、指定管理者としての点検、チェック方法、指導監督方法などについて

ア 委託業務の考え方

私たちは、公園を県民の皆様に快適にご利用いただくため、施設等の維持管理においてはできるだけ、現地スタッフによる直営作業を基本とした業務執行に努めていますが、関係法令に基づく法定点検、定期点検業務や特殊又は専門的技術を要する樹木の高木作業等は、スタッフの安全面や効果性、効率性の観点から外部委託をしています。

また、地域との協働による地元活性化の視点で、地域に委ねることが一層の効果をもたらす場合は、できる限り地元発注を心掛けています。

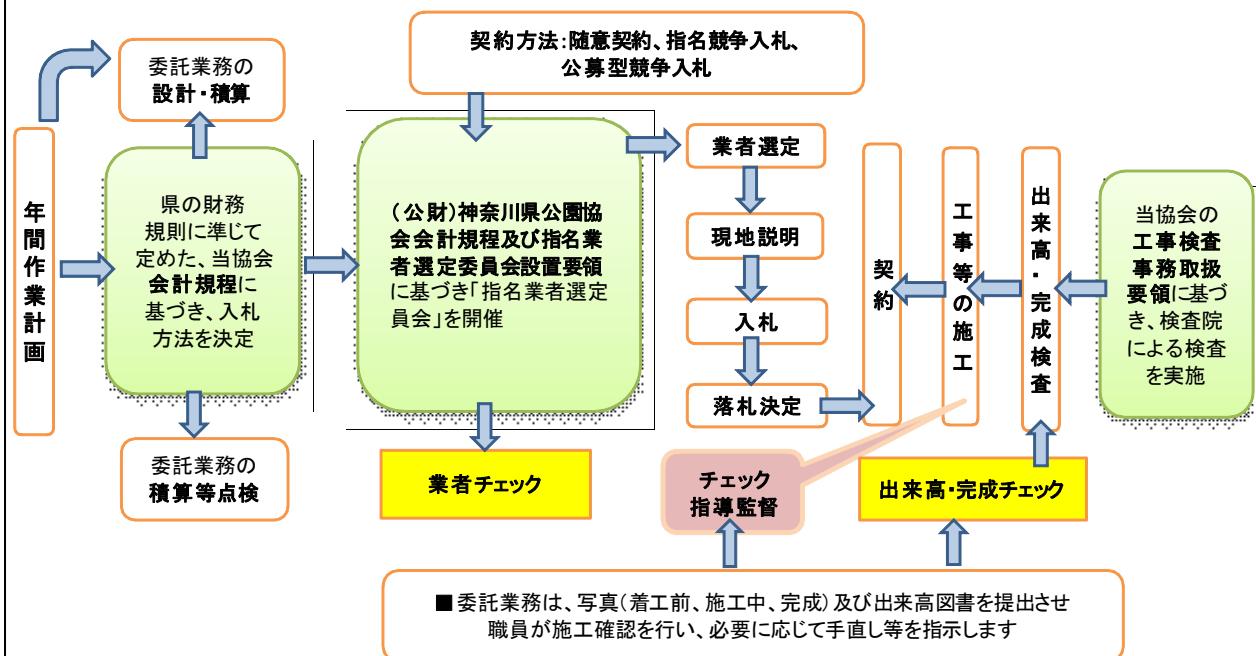
■委託する主な業務の内容

区分	業務名	業務内容	理由
植物管理	枯損木処理	樹勢悪化木（大径木）を伐採する	専門的な知識、技術を要する業務のため
施設管理	法定点検 定期点検	パークセンター及び谷の村の受変電設備の定期及び精密点検	免許及び専門的な知識を要する業務のため
		パークセンターバイオマスボイラー設備の保守点検	
		池用循環設備（2箇所）、井戸ポンプ（3箇所）及び汚水ポンプ（3箇所）の保守点検	
	遊具点検	雲のトランポリンほか遊具の定期保守点検	専門的な知識を要する業務のため

イ 委託予定業務

様式第3号「委託業務一覧表」のとおり

ウ 委託業務点検、チェック、指導監督について



## 計画書5 「緊急時の体制」

本公園には、谷戸を巡る園路・階段・水辺等や、大型遊具等があり、このような場所での事故や、気象災害による斜面の崩落などの可能性が想定できます。こうした特性を踏まえ、私たちはこれまで、安全教育、施設点検、情報収集等を行い、事件や事故、気象災害等の未然防止に最善を尽くし、大きな人的、物的被害を防いできました。

今後も日頃より緊急時に備えると共に、これらが発生した場合には利用者及び地域住民の安全確保を第一に、迅速かつ適切な措置を講じます。

## (1) 事故や災害発生時などの緊急時の体制及び初期対応

事件、事故の発生時及び災害が予測される場合、勤務時間内については、勤務中のスタッフが速やかに配備体制に着手し、及び初期対応を行います。

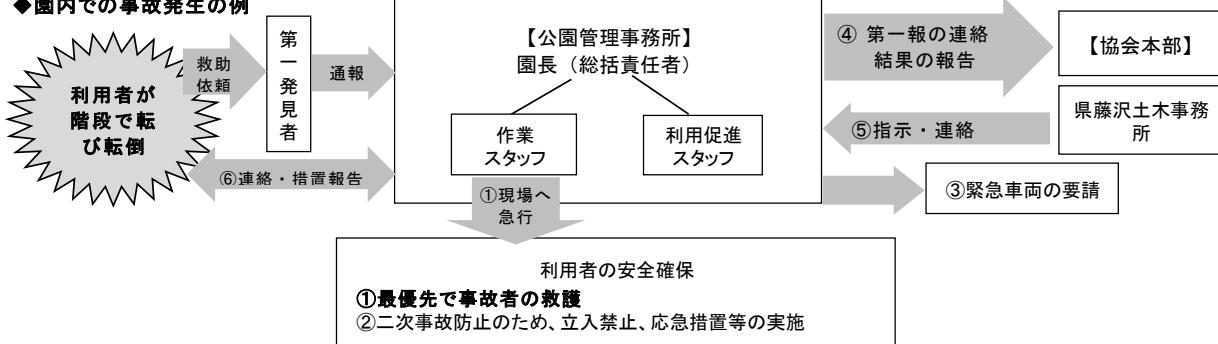
勤務時間外については、委託警備業者や関係機関との連絡網で連絡を取り合い、状況に応じて**緊急時対策連絡網**により職員参集を行います。

## ア 事件、事故発生の場合

園内で事件、事故が発生した場合には、次の配備体制で初期対応に当たり、「人命を第一優先」とした迅速な行動を行います。

事件や事故後には、原因の究明及びその経過や対応を記録し、これまでの履歴と合せデータに保存し今後の管理に活かすことで、再発防止に努めます。

## ◆園内での事故発生の例

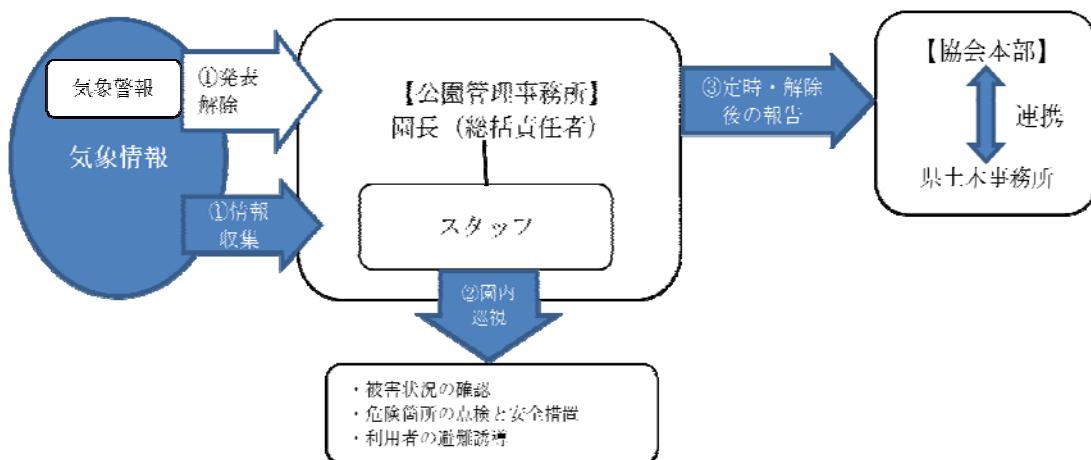


- ① 作業スタッフが現場へ急行、利用者の立場に立った被害者の救護や応急手当、火災の場合には消火活動を実施
- ② 二次災害の防止のための立入防止措置、避難誘導
- ③ 状況に応じ、消防車、救急車等の緊急車両を要請
- ④ 発生の第一報やその後の状況、結果を「事故報告書」として関係機関に連絡、報告
- ⑤ 協会本部及び県からの指示、指導に対応
- ⑥ 被害者及び発見者への措置状況の報告

## イ 大雨、暴風、落雷、大雪等による災害発生が予測される場合

大雨、暴風、落雷、大雪等が予測される場合には気象状況に関わる情報を早期より収集し、気象庁より警報が発令された場合や警報発令に至る恐れがある場合は、当協会の**災害対策活動指針**に基づいた警戒配備体制で警戒に当たります。

## ◆気象情報



- ① パソコンや携帯電話からの防災情報メール、インターネット気象情報の収集
- ② 作業スタッフが安全に留意しながら園内をパトロールし、被害状況の確認、危険箇所の重点点検と安全措置の実施、利用者の帰宅要請、避難誘導

重点 点 箇所	大雨時	池や排水施設など雨水が集中し冠水の危険が高い箇所や、土砂流出の危険がある箇所
	暴風時	工作物、看板、樹木の枝折れ等
	落雷時	電気設備、放送設備等
	大時	スリップや転倒事故の危険が高い階段や坂路、樹木の枝折れの有無

- ③ 公園管理事務所、協会本部に連絡指示体制を確保し、県藤沢土木事務所と公園協会本部への定時または警報解除後の被害状況報告

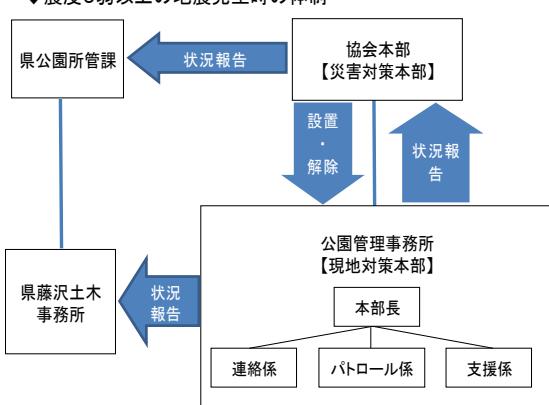
## ウ 大雨、暴風、落雷、大雪等による災害が発生した場合

「事件や事故が発生した場合の体制」と同様の体制により、初期対応として作業スタッフが現場へ急行し、被害者の救護や二次災害の防止、現場の応急処置等を行い、状況に応じて救急車等の緊急車両の要請や専門業者への要請を行います。

## エ 大地震が発生した場合

大地震（震度5弱以上）が発生した場合には、災害対策活動指針に基づき職員を召集し、本部内に災害対策本部を、公園管理事務所内に現地対策本部を設置し、私たちが管理運営する施設全般の災害対策活動を統括的に行います。

## ◆震度5弱以上の地震発生時の体制

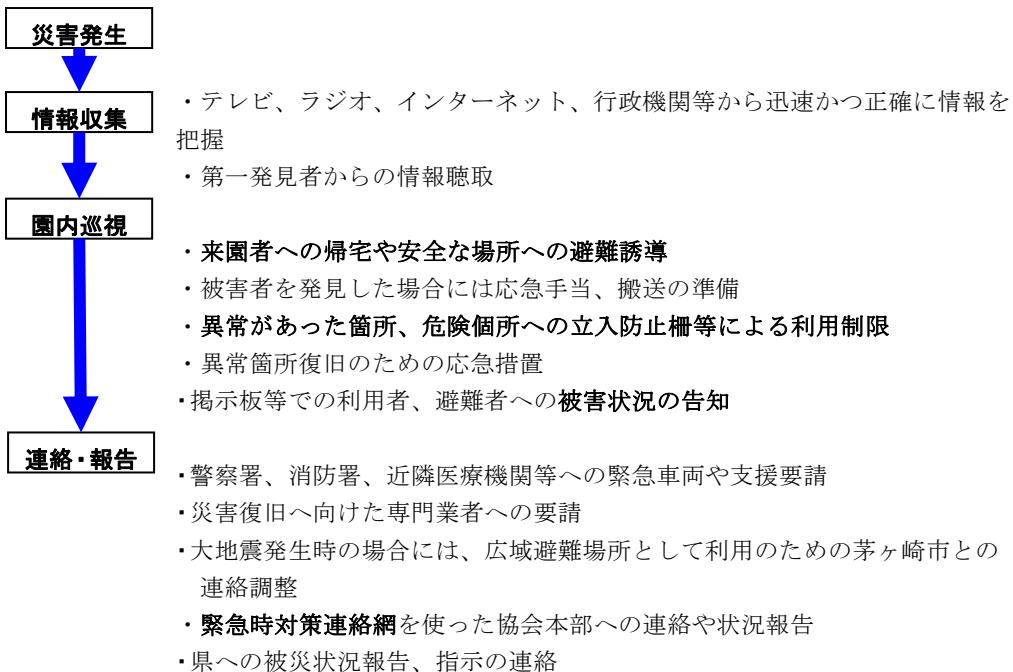


## ◆現地対策本部役割分担表

職名	分担業務	備考
本部長	災害対策業務の統括、現地対策本部の総括	・園長(不在時は副園長)
連絡係	・緊急連絡網による所属職員への連絡と被害確認 ・緊急車両の要請 ・被害情報等の収集、報告、整理 ・災害対策本部及び県藤沢土木事務所への報告 ・関係機関との連絡調整、問合せ対応	・副園長(不在時は公園管理主任) ・利用受付スタッフ
パトロール係	・園内を安全を確認しながらパトロールを実施 ・被害状況を把握し本部長に報告 ・来園者の避難誘導 ・二次災害の防止のための立入防止や応急措置	・公園管理主任(不在時は利用受付管理主任) ・作業スタッフ
支援係	・避難した人に対しての応急手当 ・防災施設の稼働	・利用受付管理主任(不在時は利用受付スタッフ) ・利用受付スタッフ ・作業スタッフ

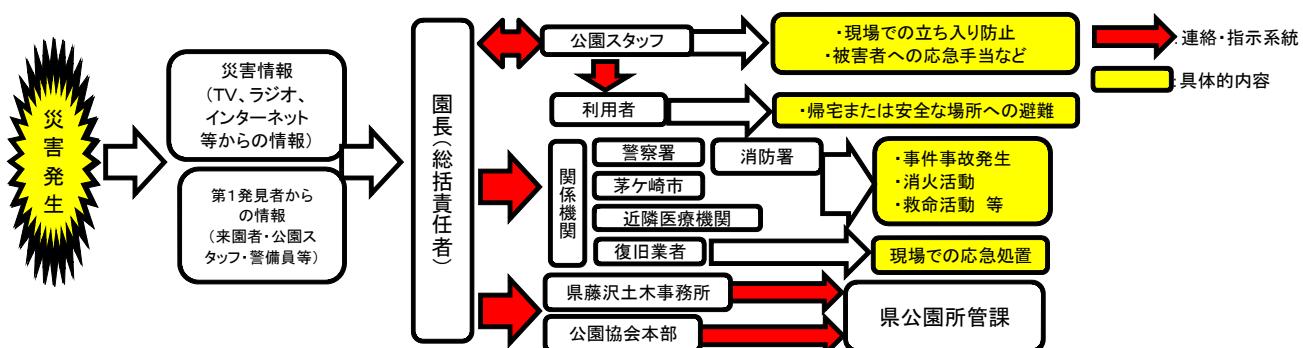
## (2) 災害時の避難誘導、利用制限等も考慮した連絡方法、対応について

## ア 災害時の連絡方法と対応



大雨洪水や大地震等の災害が発生した場合には、園長（不在時は収集したスタッフの中から）を総括責任者とした上で、関係機関への連絡及び対応を行います。また、緊急連絡体系については、県の防災体制の下で対応します

## ◆災害発生時の連絡及び対応体制



## イ 災害時に備えた日常対応

火災や災害等の際に適切な行動や救命、応急手当を全スタッフが速やかに行い、被害を最小限に抑えられるよう、日常より災害時に備えた対応を行います。

- ① 災害時に連絡体系に基づいた円滑な情報伝達や行動がとれるよう、朝礼やミーティングを通じて日常より情報の共有、意識の統一を図ります。
- ② 管理事務所内には**AED**を常備し、スタッフには日本赤十字社救急法救命員の資格を取得させて、適切な操作と救命措置をいつでも行えるようにします。
- ③ 消防署や地域の協力も得て、全スタッフが参加する防災訓練、救命講習を年1回以上実施します。
- ④ 火器など防災設備の定期稼働点検を行います。

## 計画書6 「人材の育成計画」

### (1) 公園の管理運営に携わる職員の資質の向上について

私たちは、公園管理におけるプロフェッショナルとして常に質の高い公園管理運営を目指し、施設の安全管理、接遇、快適な公園管理の3本柱をテーマに、技術の総合力を向上させるため、職員の研修を実施しております。現在では、来園者に対して気軽に挨拶を行い安心して快適に過ごせる公園へと変化し、取組の成果が発揮されています。

#### ア 職員資質向上の考え方

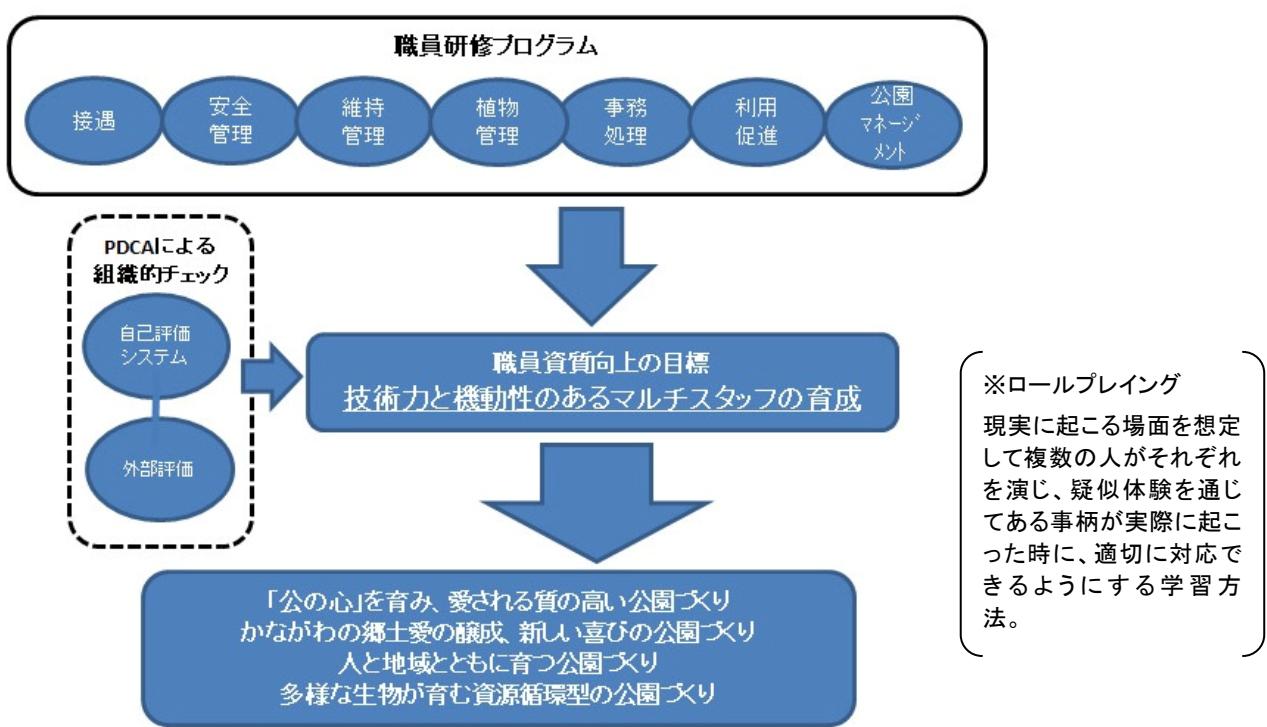
私たちはこれまでの方針と研修プログラムを継続しつつ、向上心を持って研修プログラムの内容充実を図り、平成22年度から5年間のテーマを「技術力と機動性のあるマルチスタッフの育成」として、さらなる職員の資質向上を図ります。

#### イ 外部評価員による職員教育と自己評価による資質向上

公園の日常の施設管理や利用者対応など、第三者の意見を尊重し点検するとともに、協会が独自で設定した自己評価点検により自らの意識改革と資質の向上を図ります。

#### ウ 新たな研修プログラムの導入

接遇研修をより効果的なものにするため、※ロールプレイング方式を取り入れたものや、近年公園内でも活発化している市民活動に対応するボランティアコーディネート研修等も新たに取り入れ、技術の向上、職員の資質向上を図っていきます。





## 計画書7 「諸規程の整備」

## ○ 就業、給与、決裁、会計及び個人情報の取り扱い等について

私たち公益財団法人神奈川県公園協会職員は、「公の施設」を県の代行者として管理運営する公益法人であることを常に認識し、県民に対し真摯で公明正大な心で接し、快適な県民生活の向上に寄与することを目標に、職員の雇用から就業、給与等運営に必要な諸規定を、次の通り定め、職員はこのことを十分自覚し、責任を持って公園管理業務に従事します。

## (1) 就業、給与、決裁、会計のそれぞれの取扱いについて

## ア 就業・給与

- 職員の就業については、当協会の業務に常時従事する者の就業について規定した「公益財団法人神奈川県公園協会職員就業規程」において、必要事項を定め適切に運用します。
- 給与については、当協会の就業規程第28条に基づき「公益財団法人神奈川県公園協会職員給与規程」を定め、職員の給与や手当について必要事項を規定し適切に運用します。
- 臨時職員の雇用等については、「公益財団法人神奈川県公園協会臨時職員の雇用、給与、勤務時間等に関する規程」において、専門員、パート職員等雇用に関し必要事項を定め、適切に運用します。

**専門員**：専門的分野の知識、経験豊かな人材を広く公募し、民間人材の雇用機会の拡大を図る。

## イ 決裁

業務執行並びに人事等に関する決裁については、「公益財団法人神奈川県公園協会職務権限規程」において、理事長等の決裁事項など必要事項を定め、適切に運用します。

**園長決裁権限の強化**：公園管理業務の緊急時に備え小破修繕等の執行権限を付与。

## ウ 会計

当協会の会計処理の基本事項を「公益財団法人神奈川県公園協会会計規程」で定めているほか、関係要領等を整備し、会計、経理の公正、効率的執行を行います。

また、業務の適正かつ効率的な執行を行うため、「公益財団法人神奈川県公園協会内部指導検査要領」を定め、各業務の実施状況の把握、点検、検査、指導を行います。

内部指導検査要領に基づく検査体制等

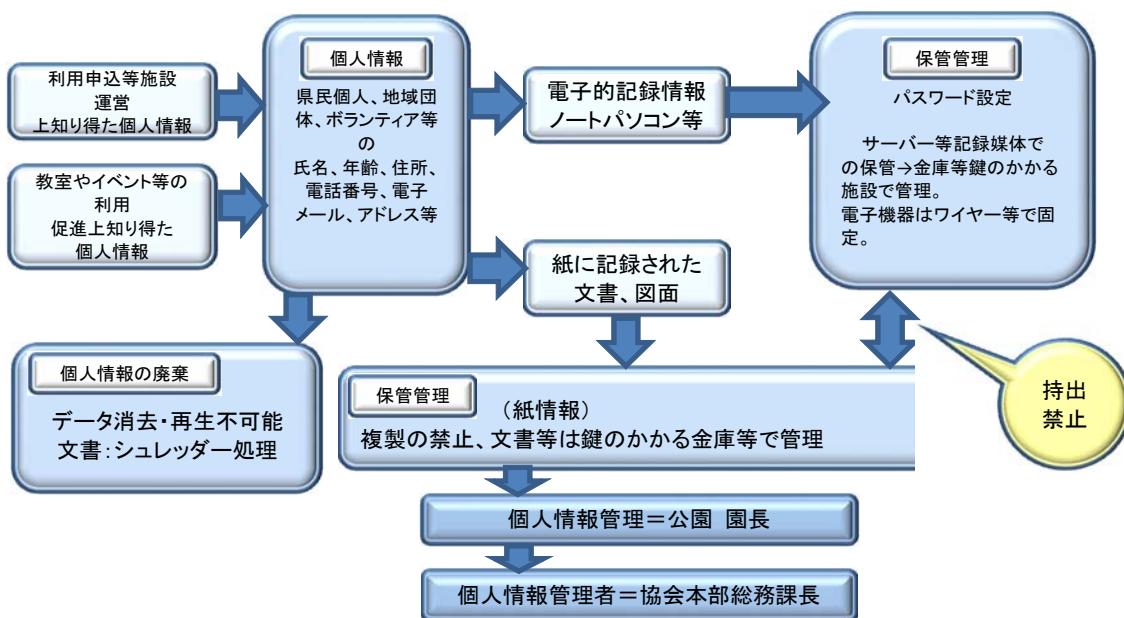
検査の範囲	①協会業務の実施に関する事項 ②協会の財務及び会計に関する事項 ③その他理事長が必要と認める事項				
検査体制	検査総括 3名	総務課長 経営課長 公園課長	主任検査員 6名	毎年度、職員の中 から理事長が任命 する	検査の実施は、 3班9名体制で行う
対象箇所	都市公園課所管の公園及び自然公園課所管のビジターセンター等				

## (2) 個人情報の取扱い、職員への周知徹底について

## ア 個人情報の取扱い等

当協会が取り扱う個人情報は、各公園において活動するボランティアや各種行事の講師と参加者、スポーツ施設等有料施設の申し込み利用者などの個人情報及び本部で扱う各種個人情報がありますが、当協会では、県の個人情報保護条例に基づき「公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程」を定め、同規程第9条を受け定めた「神奈川県公園協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン」に沿って適切な運用を行います。

### ■個人情報のガイドラインと管理体制～ガイドラインの流れ～



#### イ 職員への周知徹底

個人情報を扱う窓口や事業担当などの職員が意識を持って管理することが重要ですので、毎年実施する職員研修及び各公園の全体会議等において、特に

- (ア) 利用目的を明確にして、必要以上の個人情報は保有しない。
- (イ) 利用目的以外に、個人情報を利用・提供しない。
- (ウ) 本人から直接個人情報を取得する時は、利用目的を明示する。
- (エ) 個人情報の漏洩防止措置を行う。
- (オ) 知り得た情報を他人に知らせたり、不当な目的に使用しないこと。

の周知徹底を図ります。

#### ウ 関係法令の遵守

県立都市公園は、「公の施設」であるため、指定管理者は県の代行者として、地方自治法を始め、都市公園法、同法施行令、県の都市公園条例等関係規則や労働基準法などを、十分理解し、公園管理運営を行う責務があります。また、公園管理施設の安全の保持や県民が快適に過ごせる場を提供するためには、設備点検に関する法律や衛生的環境の確保に関する法律、消防法等指定管理者として各種法令を熟知しておく必要があります。

私たちは、職員研修や講習会の受講等により職員教育を行い、各種法令を熟知したうえで法令を遵守し、適正な公園管理運営を行います。

#### エ 情報公開＆守秘義務

私たちは、業務上知り得た情報やその内容を第三者に漏洩しないことなど守秘義務を守りますが、情報公開では、県の情報公開条例に基づき定めた「公益財団法人神奈川県公園協会情報公開規程」により、指定管理業務で知り得た情報や文書は、規程第5条に記述されている個人情報等の除外事項を除き、情報開示をします。

#### オ 文書の管理・保存

当協会が作成又は受領した文書等は、県の文書管理規程等に準じ定めた「公益財団法人神奈川県公園協会文書等管理規程」により、適正に管理・保存します。



## (エ) 施設賠償責任保険への加入

園内での万が一の事故に備え、当協会が管理する全ての都市公園において、施設賠償責任保険に加入します。

## イ 主な施設の安全管理方策

施設名	安全管理の考え方
樹林地	<ul style="list-style-type: none"> <li>○樹林の手入れが行き届いていない区域では、枯損木は枯枝の発生の可能性が高く重点的なパトロールエリアとする。</li> <li>○斜面の倒木の危険性がある高木をチェックし、定常に状況を把握する。</li> <li>○危険な生物(スズメバチ等)の目撃情報の収集と早期発見に努めるとともに、被害予防、危険な生物と対処を学ぶ研修会を実施する。</li> </ul>
遊具	<ul style="list-style-type: none"> <li>○スタッフが月1回以上の安全点検を実施、目視・触診、打診等で確認する。</li> <li>○専門業者による定期点検を年1回実施、点検後は点検済のシールを貼付して安全性を明示する。</li> <li>○異常があった場合には利用を中止し、専門業者に精密点検や修理を依頼。</li> <li>○年1回、全公園のスタッフを対象とした遊具点検に関する研修会を開催。</li> <li>○特にローラー滑り台、スプリング遊具、フワフワドームは、重点的な点検を行う。</li> <li>○利用する側でも安全な遊び方が認識できるよう、絵や図を取り入れた解説板を設置。</li> </ul>
じゃぶじゃぶ池 (中ノ谷池上流側)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全、衛生的に水遊びができるよう、鋭利な物が水底にないか、滑る箇所がないか等点検を行うとともに、夏季には特に集中的に清掃を行う。</li> </ul>
芹沢の池	<ul style="list-style-type: none"> <li>○火災対策の刈込みを行う。</li> </ul>
園路・階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>○丸太階段の横木や杭木の腐朽、ボルトの緩みなどを重点的に点検する。</li> <li>○スリップ防止のための大雨後、大雪後の清掃、除雪を速やかに実施する。</li> </ul>

## ウ 施設運営面での安全管理方策

施設の適切な安全管理に加え、運営面における安全管理方策の徹底により人的ハザードの排除に努めます。

## (ア) 作業スタッフの安全確保

- ・労働安全衛生規則等の関係法令を遵守
- ・労働安全衛生や作業用機械の操作、薬剤の散布などに関する職員研修の実施やOJTによる、安全意識の向上
- ・特殊な技術・資格等を要する作業については、専門業者に委託
- ・委託業者への安全指導、監督の徹底



協会本部主催による全公園  
対象の安全衛生講習会

## (イ) 利用者に対する安全確保

- ・遊具を始めとした施設の正しい利用を情報提供
- ・維持管理作業中の注意看板、立入防止柵などの設置
- ・多客時の草刈り機等の機械を使った維持管理作業の抑制



注意看板設置や、制限をし  
利用者安全を配慮した作業

## (ウ) ボランティア活動における安全確保

- ・ボランティア活動中の行動内容を把握、連絡体制を明確化
- ・ボランティアを対象とした安全確保のための研修実施
- ・ボランティア保険加入の推進

## (2) 防犯対策の実施体制について

### ア 昼間の体制

#### ○ 利用者との連絡体制

園内の掲示板など主要な場所に管理事務所の連絡先を明示し、不審者や事件などの情報の共有を行い、万が一事件等が発生した場合に備えた連絡体制を整えます。

#### ○ 維持管理上の対策

- ・園路沿いや広場の周囲に、「死角となる場所」「暗い場所」「清潔感に欠ける場所」をつくらないよう、樹木の除伐や枝払い、こまめな清掃等を行い、景観面からの防犯対策を図ります。

#### ○ 地域との連携体制

警察署や消防署、学校、地域の自治会との連絡を密に保つほか、地域の任意団体である地域連絡協議会やおやじの会と調整し園内での防犯パトロールを継続して行ってもらうなどして、「地域の目」が行き届く体制を維持します。

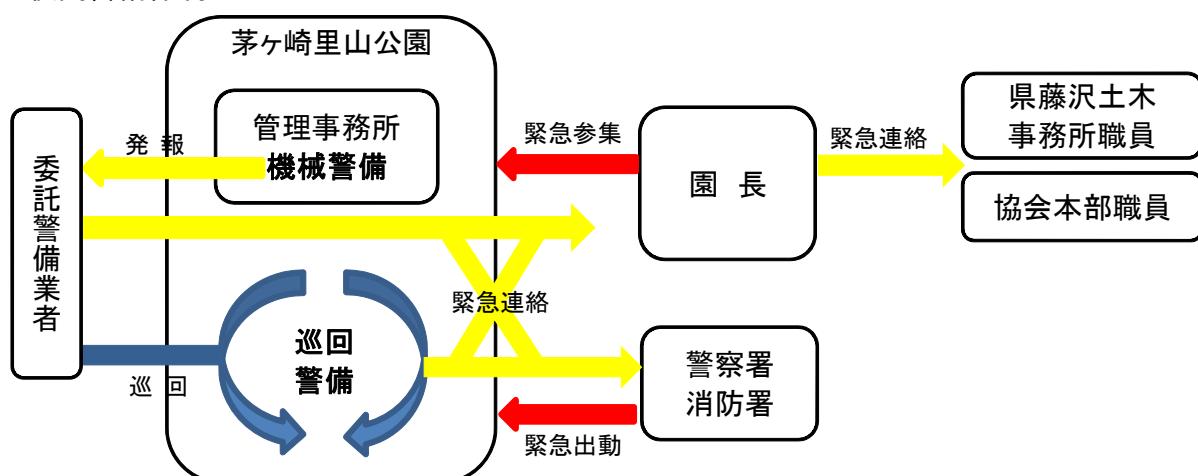
#### ○ 年末年始の防犯体制

年末年始（12月29日～1月3日）については、委託する警備業者の巡回員が毎日12回、2時間おきに園内を巡回し、防犯に努めます。

### イ 夜間の体制

- パークセンター、東管理詰所、および谷の村拠点施設等には機械警備装置を設置し、勤務時間外の建物警備を通年、警備業者に委託します。
- 園内巡回警備を警備業者に委託し、警備員2名による園内巡回を実施します。巡回中の非常時には状況により園長へ緊急連絡を行うとともに、警察や消防への緊急車両を要請します。
- 巡回警備、機械警備の委託業者への指導、業務チェック体制を徹底するとともに、連絡体制の徹底を図ります。

### ◆夜間警備体制



## 計画書9 「利用者への対応」

## ○接客、苦情処理、利用指導、利用ニーズの捉え方について

私たちは、公園ごとに特色ある都市公園を管理してきた経験と実績を踏まえ、来園者のみならず、これから訪れる利用者にも満足していただくため、公園に対する疑問や質問に応え、快適で楽しい利用を提案・サポートできる「パークコンシェルジュ」を目指します。

## (1) 接客対応及び研修等について

## ア 公園での出会いは、あたたかい真心こもった挨拶から

「いらっしゃいませ」という挨拶は、一方通行になりがちな挨拶です。私たちは、来園者とコミュニケーションをとることが重要と考えておりますので、会話のキャッチボールがしやすい「おはようございます」「こんにちは」など、温かい心からの挨拶をもって、来園者をお迎えします。

## イ 利用者の目線で應えます

1人1人の利用者に対し関心を持ち、相手が何を求めているか、その人の目線に立ち接客を行います。利用者に関心を持つことで耳をかたむける、利用ニーズを的確に捉え、お応えすることができる考えます。

## ウ 公園管理事務所は‘公園インフォメーションセンター’

公園管理事務所は、公園のインフォメーションセンターとして位置づけ、来園者がいつでも立寄り、気軽に公園の情報を収集できる明るく快適な空間づくりを行います。

当公園への来園の有無にかかわらず「公園」に関心のある全ての利用者に対し公園の素晴らしさと情報を提供することが私たちの大切な使命と考えています。対面だけでなく、電話やメールでの対応にも爽やかさと真心をこめて接客します。

## エ ‘改善’ に向け走り続けます

私たちは、これまで「親切で丁寧な接客」を目標に、

## ①朝礼での挨拶唱和

## ②内部研修等による公園及びその周辺情報の取得

## ③特別指導員による接遇（CS）研修と接客対応評価指導

に取り組み、職員の意識向上を図ってきました。特に特別指導員の接客対応評価指導では、抜打ちチェックによる評価を受け、不適切な部分については真摯に受け止め改善し、職員の意識改革が進み効果が顕著に表れています。

これからも、接遇向上プログラムを継続して実施し、常に‘改善’の姿勢を保ちます。

## ※パークコンシェルジュ

## コンシェルジュ【concierge】

とはフランス語で「重要な建物の門番」という意味。現在では主にホテルで宿泊客の求めに応じて、街の地理案内や交通機関・食事の予約などの手配をする係のことをいいます。

私たちはこの役割を公園での案内係として捉え、法的・道徳的に問題がない範囲で柔軟な心で利用者の相談に乗り、思い出作りのお手伝いをする利用者のパートナーでありたいと考え目標として位置づけました。

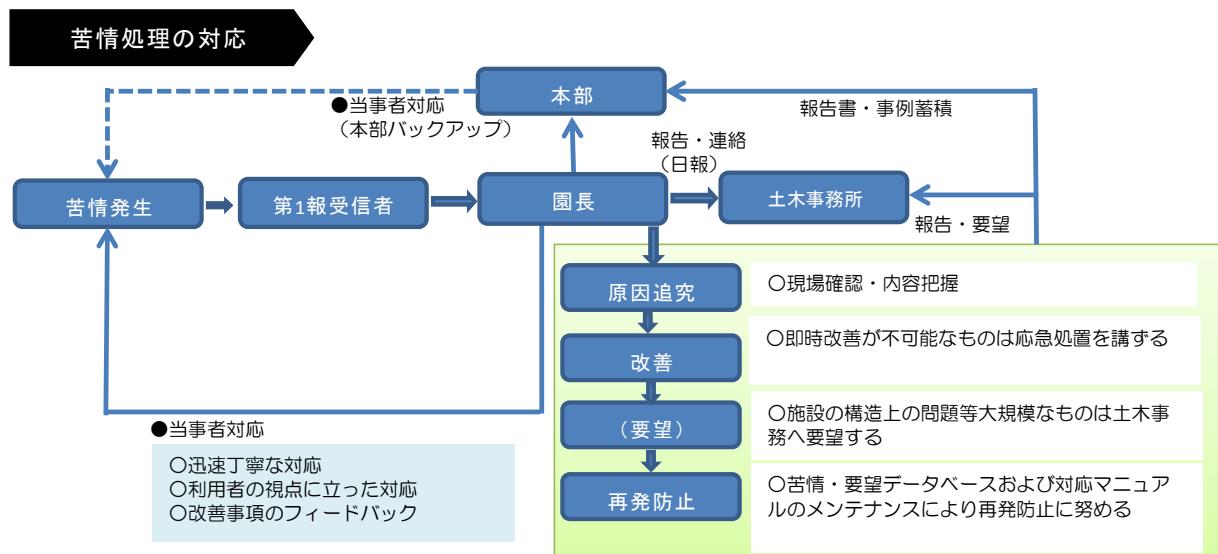
## (2) 苦情処理の対応及びその研修等について

## ア 苦情は貴重な情報源

不満を持った時に苦情を申し立てるのはごく一部の人には過ぎません。多くの方は黙って次回から当公園へ来なくなってしまうかもしれません。または、管理者に対して大きな不安と不満を抱えるでしょう。このようなことを回避するため、苦情は貴重な情報源であるとともに利用者の期待の現れであるという姿勢で、迅速かつ丁寧で適切な対応を実施します。

## イ 柔らかい心で根気強く

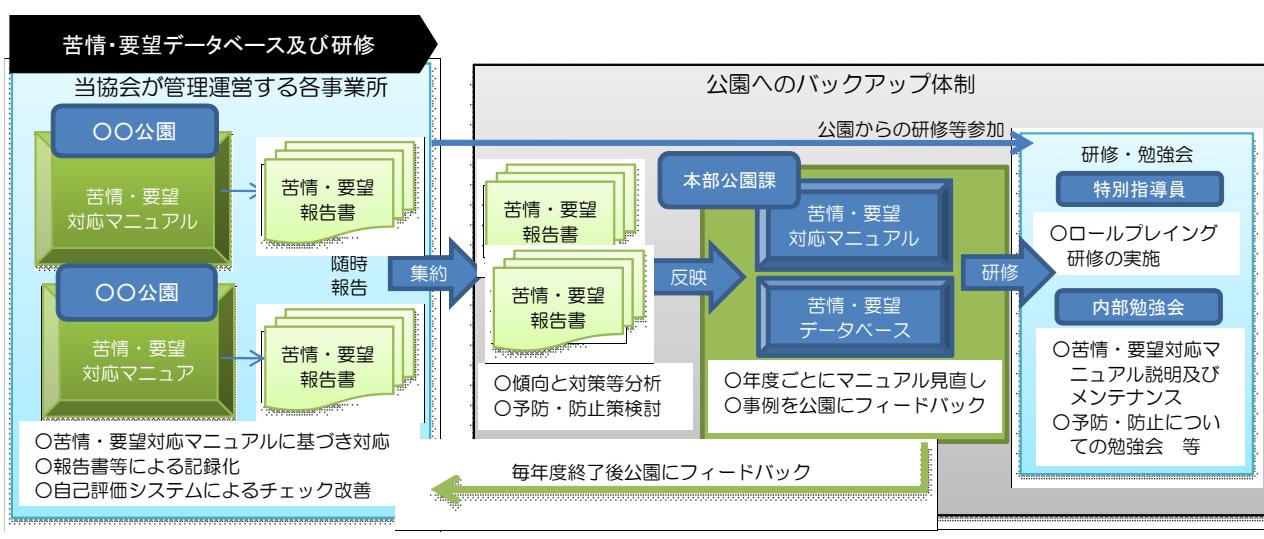
公園は不特定多数の方が利用するところであり、利用者の価値観も千差万別です。管理事務所には時には理不尽で不適切な苦情や要望も寄せられます。私たちは、そのような利用者に対し 柔らかい心をもって根気強く話合うことで、意見の根幹を探り道理を欠くことない解決に努めます。



## ウ 情報源として活用するために

苦情・要望はしっかりと記録し、所管土木事務所へ報告します。また、報告書を本部で集約し、苦情・要望データベースとして、当協会が管理する各公園の事例を共有するシステムを構築します。このシステムは、情報の集約、マニュアルとデータベースへの反映を繰り返し、公園にフィードバックすることで苦情・要望対応マニュアルと事例集のメンテナンスを行います。

蓄積された情報をもとに、苦情対応のロールプレイング研修を実施し、常に柔らかい心で根気強い対応ができるよう訓練します。また、苦情・要望対応マニュアルの説明及びメンテナンスの重要性など他の公園の職員と合同勉強会を開催し、苦情予防・防止に努めます。

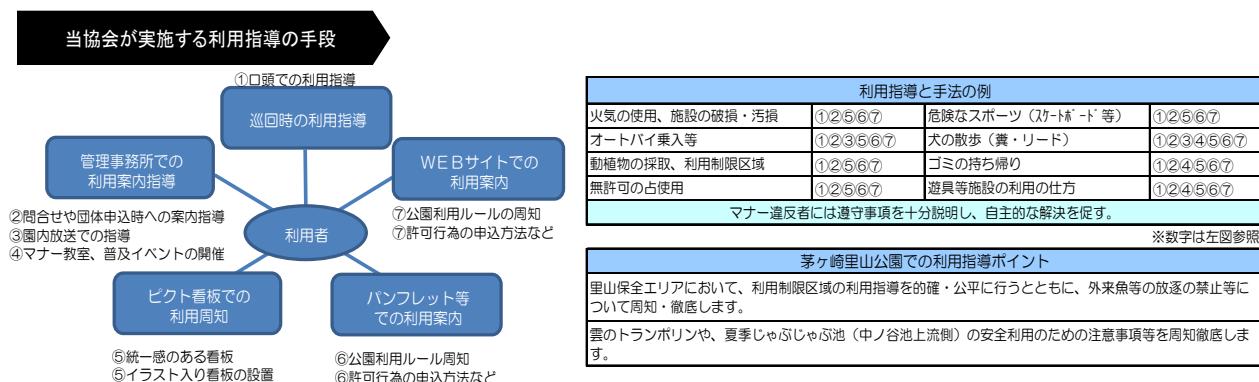


### (3) 利用者への公園利用指導及びその研修について

#### ア 思いやりの心をもって、みんなで創る快適な公園

公園管理事務所に人員を配置することの大きな役割の一つが利用指導・案内と考えています。公共の空間である公園で、誰もが快適に楽しく過ごすためには、公平で公正な利用と他人を思いやる気持ちがとても大切です。

私たちは公園利用のルールを解りやすく伝え、1人1人の公園利用者が他人を思いやりみんなで快適な公園を創る重要性に対し、理解と協力・参加・賛同を求めます。



#### イ 親切で丁寧な有料施設の受付案内

本公園の会議室・活動ルームを利用するときには申し込みが必要です。会議室の特徴や申し込み方法はパンフレットやWEBサイトでお知らせし、多くの皆様にお知らせします。また、窓口では常に親切で丁寧な受付案内を実施します。

#### ウ 公平で公正な利用を保つために

公平で公正な利用を保つには、利用指導をする職員同士が同じ目線で情報を共有し、利用者に対応しなければなりません。内部研修において都市公園条例第3条「行為の制限」及び第5条「行為の禁止」など公園を利用するに当たって必要な関係法令やルールを理解し習得するほか、ミーティングや他の公園との合同勉強会を通し、公平で公正な利用について事例と情報を共有します。

### (4) 利用者ニーズの捉え方及び反映について

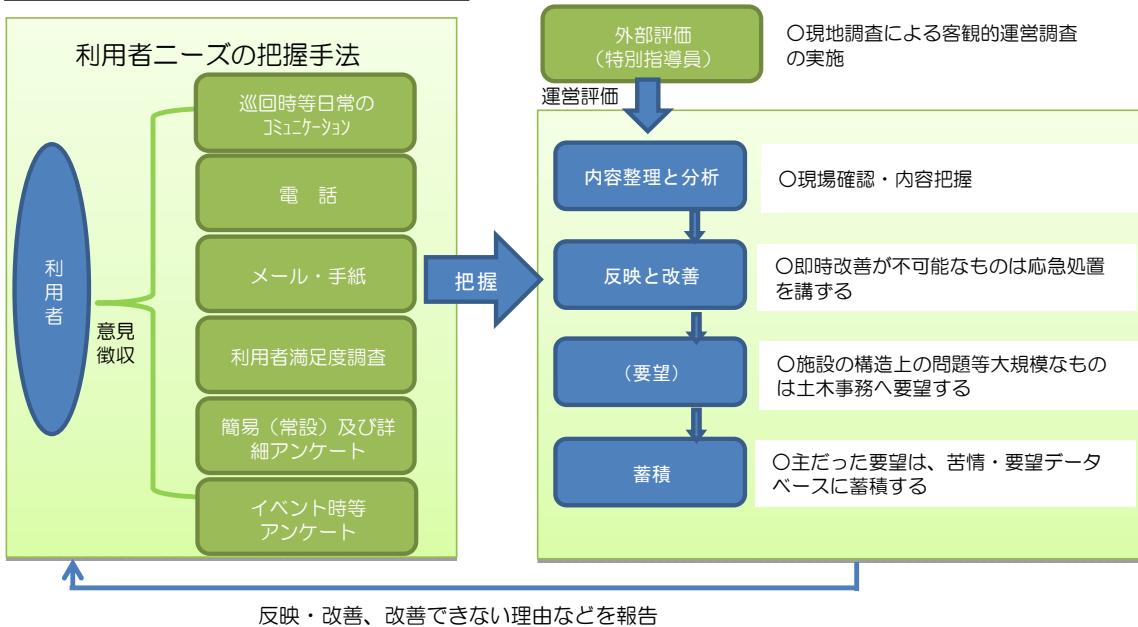
#### ア 利用者の満足を高めるために

ニーズを把握・分析し、結果を管理運営に反映していくことは、利用者（顧客）満足を高めるために重要です。日々のコミュニケーションや電話、手紙（メール）、アンケート等でいただいた利用者からの貴重なご意見は、反映と改善に努め、その結果を利用者へフィードバックします。

#### イ 外部評価によるニーズの把握

特別指導員による現地調査により、客観的に運営を評価してもらい、指摘事項や意見など評価結果は業務改善項目として整理しデータ化するとともに順次対応していきます。

### ニーズの捉え方・反映の仕方



### (5) 災害時の活動及び利用についての説明及び広報について

#### ア 災害時が発生したら

管理事務所の開所時間に災害が発生したときには、来園者の安全確保と混乱回避を第一とし、放送や巡回（口頭）により正確な情報を提供するとともに、園内危険箇所や負傷者有無の情報提供を来園者に呼びかけます。



※災害発生時の連絡及び対応体制は「緊急時の体制（2）」に基づき実施します。

#### イ 安心への配慮

人は手を繋ぐことでストレスや不安が軽減されるといいます。私たちは、動搖が特に激しい利用者に対しては、なるべく「手を取り目を見て」話しかけることにより安心感を与えます。発災時は特に「ゆっくり・はっきり」とした落着いた口調で対応できるように職員に周知・訓練します。

#### ウ 苦情要望には優先順位をつけます

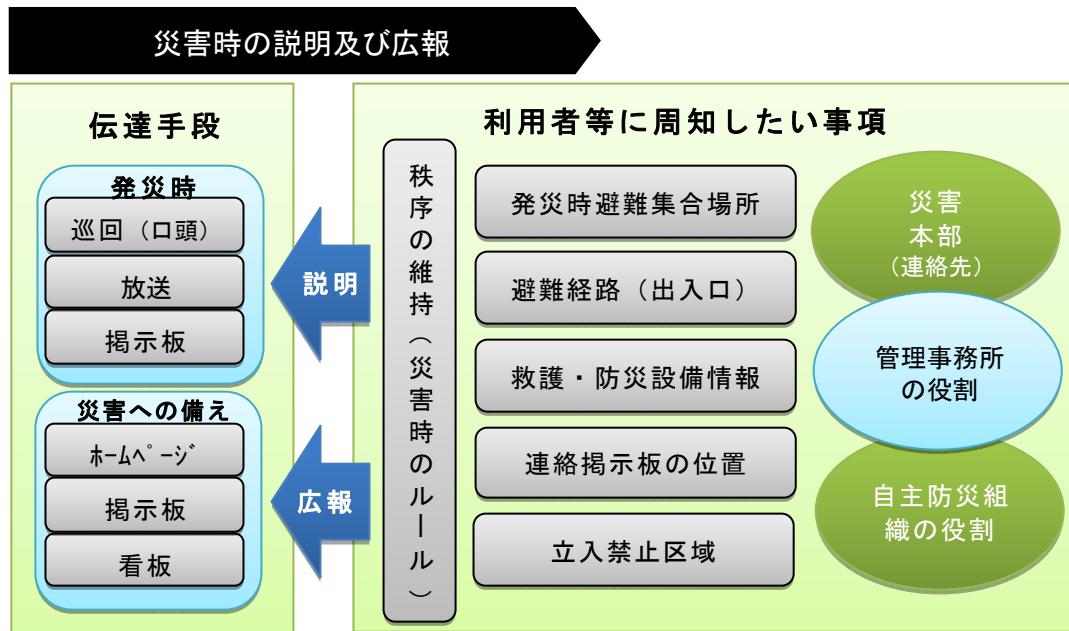
発災時は混乱が予想されるため、きめ細かに苦情要望に応えることができません。発災初期においては安全及び人命にかかることを最優先とし対応します。そのような私たちの活動（行動）について、優先事項の明文化等により被災者（利用者）に理解と協力を求めます。

#### エ 利用についての周知

発災により園内施設の利用に制限（例えば、崩壊崩落等や救護施設の設置など）が発生することが予想されます。私たちは放送や巡回で周知するほか、園内図に制限箇所を明確に表し掲示するなど、伝え漏れが発生しないように努めます。

## オ 災害への備えとしての広報

私たちは県土木事務所や茅ヶ崎市・小出地区自治会連合会などの自主防災組織と、災害直後・復旧時の園内利用や注意事項について協議調整し、ホームページや園内掲示版などの広報媒体を利用し周知することに努めます。



計画書 10 「利用促進方策」

○当該公園が、より多くの人に利用されるための方策について

本公園は、芹沢の池、中ノ谷池、湘南の丘、平成の森とそれらを巡る表情豊かな園路、そして多様なレクリエーションや変化に富んだ景観を楽しむことができる公園です。この魅力をより多くの人に知ってもらい、利用してもらい、再訪してもらえる公園づくりを進めるとともに、地域の活性化につながる方策にも取り組みます。

(1) 利用促進のためのイベントの開催について（閑散期の園内施設の有効活用についても記載）

茅ヶ崎里山公園の利用促進では、次の3つの考え方を基本に、季節を通じた魅力的な企画を工夫・検討し、サービスの向上を図ります。

- 1 茅ヶ崎里山公園の特性を活かします
- 2 県民ニーズに応え地域を元気にします
- 3 四季を通じた楽しみを提案します

ア 本公園の利用促進事業の今後の取組み

私たちは、これまで、指定管理者として培ってきた信頼関係・経験・実績を財産として、茅ヶ崎里山公園の特性を活かし、地域と一体となって公園の利用促進を図ります。





### おもな利用促進事業のイメージ

#### ○公園まつり



#### ○パークセンター多目的ホールにおける展示



#### ○里山クラフト教室



#### ○自然観察会



## イ 利用促進のための展開

### ■「木や竹のおもちゃ」遊びコーナーの開設

### 子どもの集客と里山ファンの裾野拡大

里山管理の発生材を活用した遊び道具の提供は、これまでにも行ってきました。イベント時に、手作りの竹馬をパークセンター前に出すと、隣接する大型遊具に集まる親子連れの多くが興味を示し、遊び始め賑わい、その集客力は絶大でした。

今後は、常時提供を目指し、体制を整えます。また、本公園の製材木を活用し、園内の発生材を材料とした、木のおもちゃも作ります。これらの「木や竹のおもちゃ」で遊べる場として、平成20年度に、オープンした谷の家も活用します。



### ■パークセンターの利用者サービス向上

### 里山に係わる人々の利用促進

パークセンターの多目的ホールでは、園内の自然情報の手作り展示、図書コーナー、昔遊びコーナーなどを開設、会議室等では市民団体等による円滑利用を進めてきました。

今後は、パークセンターでの県民共催の展示、イベントの充実、事務室での「自然観察セットの貸し出し」、活動ルームでのコピーサービス提供等を行い、人と情報の交流をさらに促進していきます。



### ■県民提案イベント開催の積極支援\*

### 多様なイベントによる集客

私たちは、「茅ヶ崎里山公園地域連絡協議会」「茅ヶ崎里山公園俱楽部」ほかのボランティア団体と共に、数多くのイベントを実施してきました。特に「パークセンターオープニング記念イベント（平成19年度）」では、地域の小学校、大学のクラブ、市民バンド等による多彩なステージをコーディネートし出演者・来園者とともに盛り上がりました。



今後は、平成20年度に制定した「茅ヶ崎里山公園持ち込みイベント実施要領」に基づき、市民提案のイベントの開催に、さらに積極的に取組みます。

### ■ヒガンバナの管理のボランティアとの連携協力

### 地域一帯での花の名所づくり

ヒガンバナは、県民参加で選ばれた茅ヶ崎里山公園の花です。



また、本公園に隣接する芹沢地区の「小出川沿い彼岸花」は、花の名所として知名度を上げています。ここで、ヒガンバナの管理を行う「せりざわ彼岸花の会」との連携を強め、相互に案内板を設置したり、パークセンターで「小出川沿いの彼岸花」の積極的PRをするほか、会の活動の便宜を図ります。

### ■ウォーキングイベントの開催

### 徒歩による来園者の拡大

平成18年度は湘南台駅から、平成19年度は香川・寒川駅から本公園までのウォーキングマップを作成して、徒歩利用で公園とつながるきっかけを地域に提供したところ、多くの好評の声を頂いています。



今年度も、24年度に引き続き、このマップを活用したウォーキングイベントを開催することで、周辺地域一体の活性化と、徒歩による来園者の拡大を図ります。また本イベント開催にあたり、小田急電鉄、JR東日本等の鉄道各社と連携し、より集客力のある方式で実施します。



**■レンタサイクルの実施（平成 23 年度～）**

地域連携及び公園 PR

パークセンターに電動アシスト付き自転車を導入し、豊かな里山の雰囲気の残る公園周辺を来園者の方に楽しんでいただく。公園周辺の魅力も含め、地域といっしょに発展していく公園を目指します。自転車貸し出し時に、周辺見どころマップも活用していただきます。より楽しいサイクリングができるよう情報マップの更新を行っていきます。

平成 23 年度 7 月から実施し、これまで述べ約 300 名の利用者がありました。好評につき、平成 25 年度も同様な形で継続実施するとともに、利用状況も適宜確認していきます。

**■畠の村エリアの利用促進活動（平成 24 年度～）**

地域連携及び公園 PR

平成 24 年度に開園した畠の村エリアは、食と農を通じた地域活性化をテーマとした施設です。平成 25 年度は、平成 24 年度に引き続き、このエリアの一般への周知の期間と考え、イベントや農的風景の演出等を通じて施設の PR を行っていくこととします。また、拠点施設となる「里の家」においては、施設コンセプトに対応した情報発信、施設の活用を進めていきます。

具体的な内容については、次頁資料を参照してください。

## 管理運営のテーマ

- 里山環境づくり
- いっしょにつくる
- 豊かなパークライフ

※ 閉散期の園内施設の有効活用について

- ① 県民提案イベントの開催は、閉散期（夏・冬）に重点を置き、実施します。
- ② 冬季は、パークセンターのチップボイラーやペレットストーブを積極稼動して居心地の良い環境を提供するとともに、バイオマス活用状況を公式ホームページその他により、積極的に PR し、多くの来園者に、施設を有効活用していただきます。

## 資料

## ■畑の村エリアの利用促進事業内容

## 1 食と農と文化を育む利用促進活動

## (1)野菜と親しむ花壇づくり

畑の村エリアの拠点施設である「里の家」の前庭等スペースを利用して、食すことのでき、かつ見栄えのする花や野菜の花壇を造ります。その花壇のスタッフによる案内や解説サインを設置し、気軽に野菜に親しむことのできる仕掛けを行い、楽しく農と食の文化に触れるこことできる演出を行います。



野菜花壇で収穫した野菜



野菜の花壇

## (2) 畑の村まつり

「里の家」及びその厨房、畑等を活用して、音楽会やクラフト教室等を取り入れたイベント形式で「畑の村まつり」を開催します。地元や公園の畑で採れた食材を活用しつつ、県民の皆様と協働でイベントを実施していきます。四半期に1回程開催し、本エリアのPRに努めます。



実施イメージ（レストラン）



実施イメージ（クラフト教室）

## (3)地元の郷土料理教室の開催

地元の農家の方等を講師に招き、地元の野菜等の食材を用い、漬物づくり教室、味噌づくり教室、芹沢のお正月料理づくり教室等を開催し、茅ヶ崎市の農村文化の伝承と公園来園者の交流の促進を図ります。



漬物作り教室での漬物



地元の方を講師に招き漬物教室開催

#### (4)エコクッキング教室の開催

茅ヶ崎里山公園は環境共生型パークセンターや伝統的な農業をベースとした市民里山保全活動等、環境に配慮した各種施設や取り組みを行っています。畠の村拠点施設においても、バイオマス燃料を利用したストーブが設置されているなど、環境に配慮した公園となっています。それら特性を活かし、畠の村拠点施設では、自然エネルギーを活用した料理教室を開催し、楽しみながら環境共生の普及活動を進めています。

具体的なプログラム例として

- ・ソーラークッキング教室

太陽光の力で調理できるソーラークッカー、ソーラーオーブンを使い、地元の食材等を活用した料理教室。太陽光の力と自然エネルギーの活用の勉強を夏休み等に小学生等を対象に実施します。



ソーラークッカー



ソーラークッキング教室

#### (5)畠の村拠点施設調理室の一般県民への貸し出し

景色の良い里山に囲まれた畠の村拠点施設では、多くの仲間と料理を作ることのできる調理室が完備されています。里山を体いっぱいに感じながら、気の合う仲間や地域の青少年育成団体等その調理室を使っていただき、交流や食を通じた地域文化の醸成を推進していきます。



厨房施設と利用状況イメージ

#### (5)食と農文化の展示コーナーの設置

地域の農産物情報、郷土料理教室、エコクッキング教室等のプログラムを文化的、環境教育的等にまとめ地域や手法を解説していくとともに、利用促進にもつなげる展示の展開を図ります。

具体的には

- ・芹沢の漬物の作り方（レシピ紹介、指導者紹介及び生活文化の紹介）
- ・エコクッキングの仕組み、自然エネルギーの仕組みと公園での利用等



地域農産物等の情報コーナー

## 2 魅力ある里山景観の創出とイベント誘致活動

### (1) 大面積の畑を活用した景観畑の展開

畑の村エリア谷側に整備される畑を活用して、春から秋にかけて景観畑を展開し、見応えのある景観を創出することにより、本エリアの PR を行っていく。

PR については、積極的にメディアを活用し、集客を図ることとする。



コスモス畑



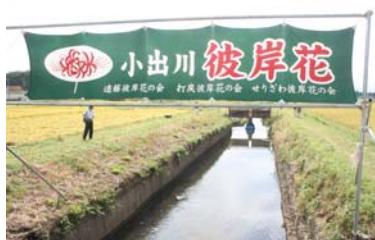
ソバ畑

### (2) 地域行事等との連携の推進

景観花畑を活用してそれ自体で集客を図るとともに、地域イベントとの連携を図り、PR の相乗効果を図っていきます。

具体的な事業は

- ・小出川ヒガンバナ祭りの会場誘致活動の取り組みを行います
- ・茅ヶ崎市主催の「畜産まつり」や音楽イベントの誘致を積極的に行い、新たな開催場所として認知される基盤づくりを進めています。



小出川ヒガンバナ



畜産祭り

### (3) 地元野菜作り市民団体等の野菜市の誘致連携

これまで地元市民団体である「せりぎわ彼岸花の会」と茅ヶ崎市役所産業振興課等と連携した公園内の野菜市を実施してきました。畠の村においても拠点施設等において、野菜市開催のための調整を図り、エリアの集客を図るとともに、今後の本エリアの市民協働での管理運営の基盤づくりを進めていきます。



野菜市実施イメージ

### 3 畠の村エリアの市民参加型管理運営の展開への基盤づくり

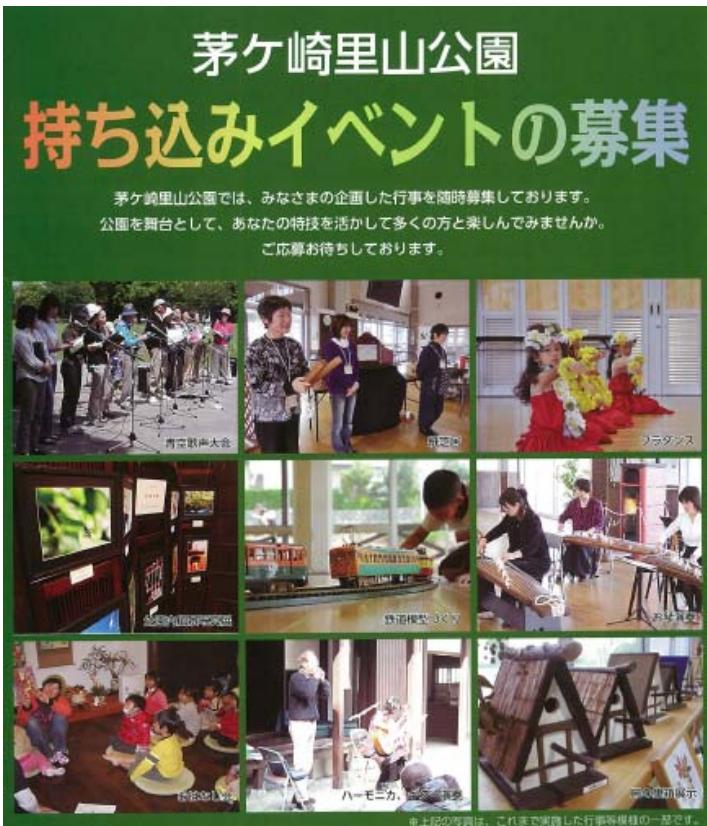
前述の体験教室やイベントの誘致、各種団体との連携等を行うことにより、指定管理者として、さまざまな地元の関係者や県民の方と交流を図ることができます。これら関係を築いた方々をベースとして、平成24年度設立の茅ヶ崎里山公園管理運営会議と連動させ、本エリアの市民協働による管理運営の仕組みについて意見交換を継続して行い、具体的な手法を探っていきます。



茅ヶ崎里山公園運営会議開催状況（平成24年度）



資料一 県民持込イベントの実施要領



詳しくは、ウラ面もしくは茅ヶ崎里山公園のホームページをご覧ください。

また下記電話もしくは、窓口にお越しください。

財団法人神奈川県公園協会 茅ヶ崎里山公園管理事務所  
住所：茅ヶ崎市芦沢 1030 / 電話：0467-50-6058  
ホームページ <http://www.kanagawa-park.or.jp/satoyai>

## 持ち込みイベントの募集について

県立茅ヶ崎里山公園では、みなさまが企画・実施できるイベントや展示会を募集しています。公園を舞台として、実施する方も参加する方も楽しめるイベントを行い、親しみのある公園づくりを進めていきたいと考えています。

### 応募資格

- ・神奈川県内に在住、在勤の団体又は個人
- ・責任者は、高校生以上でイベントを確実に実施できること
- ・政治、宗教、営利を目的としていないこと
- ・公序良俗に反する行為をしないこと
- ・反社会的な団体や暴力団構成員でないこと



### 実施条件

- ・公園の性格・性質にあったイベント内容であること
- ・イベントの準備・実施・後片付けは応募者が行なうこと
- ・危険を伴う（と思われる）イベントでないこと
- ・イベントにかかる経費は、応募者が負担すること

### 募集、審査等

- ・募集期間は通常とし、イベント開催日の原則3ヶ月前までに相談して下さい
- ・応募する場合はまず窓口もしくは、お電話でご相談ください
- ・イベント内容や、場所日時によってはお断りする場合もあります

### 権利分担

- (1) 公園協会
- ・広報：公園のホームページ、園内にポスター掲示、園内放送、新聞社等への情報提供
  - ・場所日時の調整：公園行事や他団体及び県（事務所）との調整
  - ・機材の貸出：公園が持っている諸機材の無償貸出
- (2) 応募者
- ・企画：ポスター作成、イベントの企画運営等
  - ・設定：持参機材や公園借用機材の運搬、会場設営、後片付け等



問い合わせ先は――

(財) 神奈川県公園協会 茅ヶ崎里山公園 パークセンター

住所 T253-0008 茅ヶ崎市芦沢 1030

TEL 0467-50-6058 FAX 0467-50-6358

## (2) 利用促進のための広報について

茅ヶ崎里山公園を 知らない人には、公園の紹介等概要を、また 再訪のきっかけとなる季節毎の見頃見どころなどを広報します。

茅ヶ崎里山公園の利用促進に  
向けて私たちが伝えたいこと

茅ヶ崎里山公園の存在と  
季節ごとの見頃と見所

公園の魅力への理解を  
さらに深める情報

平成18年度より指定管理者として従事してきた私たちは、公益法人として追求してきた「公益性の実現」という得意領域を活かして公園広報に努めます。

## ア 近隣エリアへの広報

茅ヶ崎市ほか周辺市民、地元自治会、小中学校等近隣の人々と、「わたしたちの公園」として親交を深め、信頼関係を築きます。

## イ 広域エリアへの広報

神奈川県民、各種団体、各県立公園利用者に、茅ヶ崎里山公園へ  
訪ねてみたいという気持ちを抱かせます

これまでの成果を継承しながら茅ヶ崎里山公園の具体的な広報には次のように取り組みます。  
**茅ヶ崎里山公園の広報手段 \*各種主体へは、私たちが情報を提供して掲載を依頼していきます**

広報媒体	主体	対象	方針
案内チラシ	各町会、各小中学校	地域住民	町会便り、学校便り等に茅ヶ崎里山公園でのイベントや見所情報を掲載いただけるように依頼していきます。
行政広報	茅ヶ崎市 藤沢市	茅ヶ崎市民 藤沢市民	これまでたびたび情報を掲載いただいた茅ヶ崎市との関係を継続しながら、隣接の藤沢市にも掲載いただけるように働きかけていきます。
行政広報	神奈川県	神奈川県民	春の美しさやハイキングでの利用案内などの掲載を働きかけていきます。
パンフレット	指定管理者	広域市民	公園紹介パンフレットを作成して、県内各所の都市公園や公共施設を通じて茅ヶ崎里山公園の存在と営みを伝えています
企画広告等	各観光協会、交通機関等	広域市民	茅ヶ崎市観光協会やかながわ中央バスの協力を仰いで、公園の紹介ポスターの掲載を働きかけていきます。
ホームページ	指定管理者	社会全般	今後も、ホームページのタイムリーな更新を図り、季節ごとの公園の魅力を発信していきます。
ホームページ	神奈川県	社会全般	県立の施設としての基本情報を掲載して利用を促すと共に、指定管理者のホームページへのリンクによってタイムリーな情報提供をしていきます
メディア	報道各社	社会全般	神奈川テレビや神奈川新聞などのマスメディアへは、祭りや季節ごとの見ごろなど、公園の魅力情報の掲載を働きかけていきます。
茅ヶ崎里山公園俱楽部会報	指定管理者	広域市民	会報は、会員のほか、周辺の公的機関などへ配布し、本公園の市民協働による里山保全活動を広くPRします。
園内掲示	指定管理者	来園者	公園の特徴や季節ごとの見どころを直接わかりやすく伝えています。

## 計画書 11 自主事業の運営

指定管理者である当協会は、茅ヶ崎里山公園の利用者の利便に供するため、自主事業として県の管理許可を受け、飲料の自動販売機の運営を行ってきた実績があります。

そこで得られた収益については、公益法人として、公園の利用促進や利用者サービスの向上広報活動等に還元します。

## (1) 当該公園における自主事業の管理運営計画

## ア 自動販売機の設置

園内には売店がないため、公園利用者の利便性を図る目的で、来園者が多く集まる場所に自動販売機を設置し、清涼飲料やアイスクリームを提供します。

区分	内容
設置場所	東駐車場脇2台、風のテラス5台、パークセンター3台、西トイレ横2台
設置台数	12台
販売品目	清涼飲料水、アイスクリーム
運営方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動販売機メーカーによる機器の設置販売とし、販売品目はリサイクルに配慮した商品とします。</li> <li>・設置業者は、機器の機能、販売品目、メンテナンス方式、防犯システム、災害対策システムを有しているものとする。</li> </ul>

## (2) 事業の実施体制など

## ア 自動販売機設置事業の実施体制

自動販売機の設置事業は、自販機会社を選定し、利用者に清涼飲料等を販売しサービスの提供を行っています。

区分	営業概要	当協会の業務指導監督
営業日	年間を通して、毎日営業	
営業時間	防犯のため 5時～20時まで営業	販売品目の協議指導、売上金の早期回収、防犯設備の強化、自販機の消灯、ビンの販売禁止、バリアフリー対応機種の導入、災害時に飲料水を提供できるシステムの構築
事業者の役割	商品補充と品質管理、容器の回収 売上金の集金、釣銭の補充、	



自販機の設置運営

## &lt;付属書類&gt;

## ア 自動販売機事業計画

単位：千円)

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
自販機収入	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
自販機支出（土地使用料）	67	67	67	67	67	67

※消費税込み

設置台数 12台

計画書 12 「地域や関係機関との連携」

○当該公園の管理運営に当たり、地域や団体、関係機関との連携の考え方について

かつての里山を人が育んできたように 茅ヶ崎里山公園では、様々な担い手の力をつなぎ、活かします

### (1) 県民及び住民参加、ボランティア団体による協働の取組みについて

公益法人である私たちは、高い社会的な信頼性をもって、県民及び周辺住民そして公園で活動するボランティア団体等の方々と常に公正・公平で平等を基本とした信頼関係を築いてきました。

茅ヶ崎里山公園では、これからも積極的に協働による公園づくりを推進して円滑で意義の深い県民サービスの向上に取り組みます。

特に、茅ヶ崎里山公園俱楽部に関しては、平成 17 年の設立当初から同俱楽部の事務局を務め、連携体制の構築と、増え続ける会員（平成 23 年度現在 1000 名超）をサポートする事務体制の向上に、常に改善し取り組み続けてきました。

今後も同様に俱楽部との相互信頼を継続しながら、その他の関係団体等も含めて参加型公園づくりを進めます。



#### つくる協働（楽しみづくり）

- 記念庭園の手入れ
  - ・グリーン・サム
- 里山保全の協働
  - ・茅ヶ崎里山公園俱楽部
- クラフトの協働
  - ・クラフトが特技の方々
- 食の協働（オリジナル弁当等）
  - ・（社福）ライフ湘南

#### 使う協働（パークリフづくり）

- 公園活用全般の協働
  - ・茅ヶ崎里山公園俱楽部
- 環境学習の協働
  - ・柳谷の自然に学ぶ会、茅ヶ崎市野外自然史博物館、小出小学校ほか小中学校等
- 生涯学習の協働
  - ・茅ヶ崎市体育協会、地域の歴史に詳しい人
- 社会福祉の協働
  - ・茅ヶ崎市社会福祉協議会
- 表現活動の協働（持込みイベント等）
  - ・写真愛好グループ、音楽愛好グループ ほか
- 社会貢献の協働
  - ・茅ヶ崎里山学生ボランティア、湘南工科大学社会貢献支援室、文教大学

#### つくる協働 (楽しみづくり)

#### 使う協働 (パークリフづくり)

### 神奈川県公園協会

#### 支える・伝える協働 (地域づくりと発信)

#### 支える・伝える協働（地域づくりと発信）

- 提供者との協働
  - ・茅ヶ崎里山地権者の会、茅ヶ崎里山公園地域連絡協議会
- 地域づくり団体との協働
  - ・小出地区自治会連合会、小出地区青少年育成推進協議会、おやじの会
- 地域発信者との協働
  - ・茅ヶ崎市広報担当課、ミニコミ誌発行団体
- メディアとの協働
  - ・神奈川新聞、神奈川 TV、報道各社
- 保安担当との協働
  - ・神奈川県警、茅ヶ崎消防署

指定管理者として私たちは、

誰もが楽しく利用いろいろな活動のできる公園づくりを協働によって推進していくために、

「茅ヶ崎里山公園運営会議」の立ち上げを目指し

管理運営、施設整備や利用のあり方について協議し具体的な活動に展開していきます。

【平成25年度の実施内容】

●茅ヶ崎里山公園運営会議の運営

平成24年度に立ち上げた茅ヶ崎里山公園運営会議を継続して行っていきます。この場で出た県民のみなさまのご意見を参考にさせていただき、茅ヶ崎里山公園の運営に役立てていきます。

**茅ヶ崎里山公園運営会議の運営について**

- ・メンバーの予定は、平成20年度茅ヶ崎里山公園協議会参加団体をベースとします。
- ・議長、事務局を（公財）神奈川県公園協会が担います。
- ・必要に応じて、分科会（例えば、里山保全部会、畑の村管理運営部会等）を設け、各テーマについて議論を深めていきます。



■茅ヶ崎里山公園運営会議予定団体

小出地区自治会連合会
小出地区青少年育成推進協議会
里山保全ボランティア 風の里
茅ヶ崎里山公園地権者会
茅ヶ崎里山公園地域連絡協議会
茅ヶ崎市体育協会
茅ヶ崎市体育指導委員協議会
茅ヶ崎野外自然史博物館
柳谷の自然に学ぶ会
小出小学校
茅ヶ崎里山公園倶楽部
茅ヶ崎市
神奈川県 藤沢土木事務所

## (2) 地域への貢献についてのこれまでの実績又は提案について

「地域や関係機関との連携」を最重要テーマとして私たちは、次の2点に留意して県民サービスの向上につながる公園づくりに努めてきました。

- ① 公園計画地の持つポテンシャルと展開の可能性の検討
- ② 地域ならびに県民が公園づくりに寄せる想いの把握

### ア 公園の存在を伝え活用してもらいやすくするための実績と将来提案

- 実績**
- ・駅からのウォーキングマップの作成と配布
  - ・パークセンターの展示活用

**将来提案**

- ・谷の村拠点の管理運営方針の検討
- ・谷戸の生態修復と管理運営方針の検討
- ・里山保全ゾーンの利用ルールの検討

### イ 地域の交流と活性化に向けて取り組んできた実績と将来提案

- 実績**
- ・茅ヶ崎里山公園まつりの企画開催（参加人数：約20,000人）
  - ・季節を楽しむイベントの協働企画開催（鯉のぼり、夏まつり、凧上げ、どんど焼き）
  - ・自然観察会の協働開催
  - ・体験教室（年間を通じた開催）
  - ・レインボーフェスティバルの開催支援（主催：レインボーフェスティバル実行委員会）
  - ・畜産まつりの開催支援（主催：茅ヶ崎市）
  - ・茅ヶ崎里山公園倶楽部活動支援（事務局としての支援）

#### 【平成25年度実施内容】

- ・上記実績の取り組みの継続
- ・駅から公園のウォーキングマップの配布及びハイキングイベントの実施
- ・パークセンター・谷の家、畑の村拠点施設の展示活用
- ・「茅ヶ崎里山公園運営会議」の運営
- ・茅ヶ崎市、藤沢市、寒川町の各観光協会情報コーナーの活用
- ・レンタサイクルサービスをパークセンターにて実施し、周辺地域のPRも行う。
- ・畑の村エリアにおいて、地元農家の方等と連携した食と農と文化を通じた各種体験教室等を実施する。

茅ヶ崎里山公園でのさまざまな活動の活性化こそが  
「公の施設」として果たしうる「地域への貢献」であると考えています。  
私たちは、これまで構築してきた信頼性を礎として  
茅ヶ崎里山公園が果たしうる公益性を最大に發揮できるように努めて参ります。

### (3) 関係機関（対象管内の他の公園や周辺施設等）との連携の考え方について

私たちはこれまで、前述のとおりさまざまな関係機関と連携を取りながら、公園管理運営をおこなってきました。今後も引き続き、高い公益の実現に向けて各種機関との連携を模索していきます。

#### ア 公的な機関、公益機関との連携強化

##### 各公的な機関の組織目標に照らして県民の福祉の向上に貢献しうる連携を模索します

- 茅ヶ崎市内の公園緑地の管理運営企画との連携を図り県民サービスの向上を模索します
- 高齢者福祉施設、障害者福祉施設等との連携を図り豊かな県民生活の実現に貢献することでの連携を模索します

#### イ 民間企業との連携強化

##### 「みどり」を通じた地域活性化、社会貢献をともに歩む」という考えを共有できる企業等との連携を模索します

- 民間企業等によるCSR（企業の社会的責任）事業との連携による管理運営支援体制を模索します
- 身近な交通機関である小田急電鉄、神奈川中央バスとの連携により周知を図り利用者増を模索します

(様式第3号)

## 委託予定業務一覧表

業務区分	業務名	業務内容	委託を行う理由	委託に係る予算額（概算）	選定方法、選定期間、選定方法の考え方
植物管理	樹林地管理	大径木の除間伐および下刈り等	専門的な知識、技術を要する業務のため	1,200 千円	必要な免許・資格を有する、施設所在及び近隣市町の業者の中から、指定して価格が最も低い者を選定する。
	草地管理	斜面地の草刈り ササ刈り等	専門的な知識、技術を要する業務のため	3,500 千円	
	高木管理	枯損木・倒木処理等（大径木）	専門的な知識、技術を要する業務のため	900 千円	
施設管理	自家用電気工作物点検	パークセンター及び谷の村の受変電設備の定期及び精密点検業務	免許及び専門的な知識を要する業務のため	400 千円	必要な免許・資格を有する、施設所在及び近隣市町の業者の中から、指定して価格が最も低い者を選定する。
	消防設備点検	パークセンター及び里の家の法定点検業務		135 千円	
	防火対象物定期点検	パークセンターの法定点検業務		32 千円	
	雨水貯留槽点検	パークセンター雨水再利用設備点検業務		210 千円	
	バイオマスボイラーエquipment点検	パークセンターバイオマスボイラー及び空調設備の保守点検業務		810 千円	
	空調設備点検	パークセンター空調設備の保守点検業務		36 千円	
	自動ドア保守点検	パークセンター自動ドアの保守点検業務		5 千円	
	太陽光発電設備点検	パークセンター太陽光発電設備の保守点検業務		480 千円	
	池用循環設備等保守点検	池用循環設備（2箇所）、井戸ポンプ（3箇所）及び汚水ポンプ（3箇所）の保守点検業務		100 千円	
	発電機点検	管理詰所の自家発電機設備の保守点検業務		200 千円	
遊具点検	遊具点検	雲のトランポリン、ローラースライダー、風のとりで等	専門的な知識を要する業務のため	252 千円	必要な免許・資格を有する、施設所在及び近隣市町の業者の中から、指定して価格が最も低い者を選定する。
	バイオトイレ保守点検	丘の村、森の村各1ヶ所の保守点検			

業務区分	業務名	業務内容	委託を行う理由	委託に係る 予算額（概算）	選定方法、選定時期、 選定方法の考え方
清掃管理	池清掃業務	芹沢池のろ過槽清掃及びろ過材洗浄業務	専門的な知識を要する業務のため	680 千円	必要な免許・資格を有する、施設所在及び近隣市町の業者の中から、指定して価格が最も低い者を選定する。
	受水槽清掃業務	管理詰所及び西駐車場休憩舎の井戸水受水槽清掃業務		180 千円	
	中水槽清掃業務	パークセンター中水槽の清掃業務		130 千円	
	定期清掃業務	建物（パークセンター、谷の家、里の家、管理詰所）の床、窓ガラスの清掃、および園内トイレの清掃業務	高所作業や床ワックス掛け等専門的な知識を要する業務のため	1,500 千円	
	粗大ゴミ等処理業務	粗大ゴミ、不法投棄ゴミの分別、運搬、処分の業務	免許及び専門的な知識を要する業務のため	200 千円	
警備業務	機械警備業務	パークセンター、谷の家、里の家及び管理詰所における夜間侵入者通報システム業務	職員では対応し得ない専門的な知識、技術を要する業務のため	1,200 千円	各施設に現在設置されている警備機器を活用し、経費節減を図るために現在の業者を選定する。
	巡回警備業務	春季、夏休み、秋季の夜間利用や禁止行為が多くなる時季の夜間巡回警備及び年末年始の日・宿直による巡回警備業務		4,500 千円	一般競争入札により選定する。